

第一百八五回

参議院農林水産委員会議録第四号

平成二十五年十一月十四日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

理事

委員

政府参考人
法務大臣官房訟務総括審議官

都築政則君

農林水産省食料産業局長

農林水産省農村振興局長

山下正行君

實重重実君

野村哲郎君

猪口邦子君

山田俊男君

小川勝也君

紙智子君

金子原二郎君

古賀友一郎君

中泉松司君

馬場成志君

堀井巖君

舞立昇治君

山田修路君

郡司彰君

徳永エリ君

羽田雄一郎君

柳田稔君

平木大作君

横山信一君

山田太郎君

儀間光男君

國務大臣農林水産大臣副大臣農林水産副大臣政務官農林水產大臣政務官事務局側常任委員會専門員稻熊利和君

名を政府参考人として出席を求め、その説明を聽取することに御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野村哲郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

具体的に少し申し上げますと、市町村が基本計画で定める発電設備整備区域、これは農業上の再生利用が見込まれない荒廃農地等を優先的に活用する、そういうことによって優良地の農地の確保に支障がないように設定をすると。それから、設備整備計画の市町村による認定、市町村がこの計画を認定するわけですが、これに際しては、農地法に基づく農地転用許可基準に反した転用が行われないようにするために、農地転用の許可権者ではある農林水産大臣、都道府県知事の同意を得なければならぬ、こういう仕組みを設けておるところです。

○委員長(野村哲郎君) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これまでより質疑に入ります。

○山田俊男君 どうも皆さん、おはようございます。本日は、先般、大臣から提案のありました再生可能エネルギー法案につきまして、私の方からまことに質疑をさせていただきます。
この法案、ややもすると、太陽光の発電を中心にして、それに伴います必要な農地の転用ということが中心になるような法律になるんじゃないかなということを大変懸念するところであります。
その点、旧法案、これは前国会に出されておりました部分、それを新たに見直しまして、それで優良農地の確保や発電の利益の地域への還元というのことをしつかり盛り込んだ法案に私はなつていて、そういうふうに思うところであります。

○委員長(野村哲郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、法務大臣官房訟務総括審議官都築政則君外九

り、農林水産大臣政務官事務局側常任委員會専門員稻熊利和君

○委員長(野村哲郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、法務大臣官房訟務総括審議官都築政則君外九

ね。

○國務大臣(林芳正君) やはり、この農林漁業の健全な発展に資する取組、今お話をあつた、これは内容が適切であるということは当然でございまして、やつぱり確實にそれをやつてもらう、このことが担保されなければならないと、こういふふうに思つております。

どういう内容かということですが、全国の先進事例等を基にして、どのような取組が地域において適切であるか、認められているかを国の基本方針でまず具体的に示したいとこう思つております。それに基づいて、農林漁業の地域での実情を踏まえて、本当にそれができていくように、市町村、関係農林漁業者・団体との協議を経て、市町村が取組の内容をその基本計画に定めると。そして、実施面においては、今度はこの設備整備計画を設備整備者が出してきて、市町村がそれを当該基本計画に基づいて認定をすることになるわけですが、まず、当然のことながら設備整備者の取組内容を確認すると。その的確な、そしてその実施を担保するために指導及び助言、認定した後もそれをやつしていくと、これは二十二条でございますが、それを規定させていただいております。

さらに、市町村は、この認定しました設備整備計画に従つて農林漁業関連施設の整備等を行つていいといふことがあります。このものを取り消すと、こういうことが認められる場合には認定になっておりません。これは八条三項でございます。

こうした仕組みで、きつちりとまず認定するときに確認するとともに、その後もそれをきちっと担保されると、こういふうにしてまいりたいと思つております。

○山田俊男君 地方自治体に財政上のゆとりがないときには、ややもすると地域活性化や地域農業振興のための取組がないのはその計画作りが不十分に終わるという心配を大変持つておりますの

で、そういうことのないよう、大臣の方でしっかりとおきます。

もう一つ、木質バイオマスの件に移りたいといふふうに思います。

この木質バイオマスの発電は、山の活性化を図ることができるし雇用も確保できる、農地の荒廃の心配もないというふうに思います。ところが、当法案においては、この木質バイオマスの位置付けが私は低いんじゃないかというふうに思つております。ただ、木質バイオマスの地域の活性化を狙いにした多くの事例がもう誕生しているというふうに思うんですよ。

とすると、どういう進み具合になつているのかということも、それともう一つは、木質バイオマスの施設整備による農地転用等の問題はあるかも知れませんが、ほとんど余り例がないというふうに思います。むしろ必要なのは、山の路網の整備ですね。成本の切り出しであつたり、間伐材や廃材の切り出しや運搬であつたり、そういうことが大事なんですね。

とすると、この木質バイオマス発電の設置、取組に関しては、もう既に林野庁が一貫して進めております森林經營計画の樹立、推進としつかり運動したのでなければならぬというふうに思つますが、その取組は一体どういうことになつてますか、お聞きします。

○政府参考人(沼田正俊君) お答え申し上げます。

木質バイオマスの発電所の整備状況でございますけれども、従来は建設廢材とかそういうものを主体にした発電所が多かつたわけでございますけれども、昨年でございますけれども、福島県の方に、従来未利用であった間伐材、こういったものを主原料といたします木質バイオマスの発電所ができておりまして、それを契機に数が増えています。

先週、大分県で一つ竣工して、年内に本格稼働する予定でございます。また、岩手県でもう一つ

年内に竣工する予定でございます。年内にはこういった三か所ができ上がる予定でございますが、さらに、この未利用間伐材を主原料とする発電所の新設計画と申しますと全国各地もう既に四十施設ほどございまして、そういう意味でも、こういった木質バイオマス発電の取組を積極的に推進していきたいというふうに考えております。

それでもう一つ、森林經營計画との関係についてお尋ねがございました。

実は再生可能エネルギーの固定価格買取り制度がございますけれども、この中では、製材等の残材など一般の木質バイオマスの調達価格が一キロワットアワー当たり二十五・二円でございます

が、間伐材や森林經營計画が策定された森林における主伐材の調達価格、これは三十三・六円でござります。そういう意味で、こういった經營計

画の作成というものを通じて森林・林業の活性化というものを図つていくことは極めて大切なことというふうに考えていくわけでございます。

こういった、いわゆる山側から見ると三十二・

六円という買取り価格ということになるわけでございませんけれども、この価格水準というのも活用して、積極的に森林經營計画の作成というものを図りながら木質バイオマスの発電というのに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○山田俊男君 全国の取組が進んできているといふのは大変うれしい限りであります、先般も大部分の日田で新しい施設の竣工式があつたというふうに聞いていますが、どうぞ大臣、お忙しい大臣ですが、時間があれば竣工式に行きまして、そし

灾害に強い森づくりを進めしていく、こういう観点からいたしますと、地域の実情、必要性に応じまして治山施設を整備するとともに、間伐を始めとする多様な森林整備をしつかりと行つていくと、いうことは大変大切なことと思つております。こういったことで、間伐材や主伐材を有効に利用して林業を活性化していくことが不可欠でございます。

先生お話がございました阿蘇地域でございますけれども、実は大分県の日田地方に今回新たな発電所ができますけれども、間もなく本格稼働いたしますが、いわゆる未利用間伐材、主伐材の集荷圈域の中に入つて、位置しているというふうに考えておりまして、今後その活用も十分期待でございます。

けれども、実は大分県の日田地方に今回新たに開けたから政務三役ですね、どうぞ御出席いただけます。この法律で位置付けがなされているというふうでございます。

○山田俊男君 さらにもう一つ、小水力発電の場

した。私は、熊本阿蘇の外輪山の被害を見ました。これ、山が、戦後植林した杉の木を中心とする成木が、もう見事な林材があるわけであります。そこで一気に、まあ怒りの神様がこうしてつめでひつかいたような形で山津波が生じて被害を繰り返した。結局これは、戦後植林した後、昭和三十三年、それから平成二年、そして平成二十四年、二十年置きにもう三回全く同様な被害が生じているわけであります。新聞報道なんか見ましてお尋ねがございました。

も、二十年前の新聞報道を見ましたら、現在の被害の報道と二十年前の報道は全く同じ、そういう形での事態になつてゐるわけです。

どうぞ、この成木をどう切り出すか、そしてさ

らにそれをどう活用するかという観点で、私は災害対策としてもこの木質バイオマス発電の取組は極めて重要だというふうに思いますが、その点について、いかがお考えですか。

○政府参考人(沼田正俊君) お答え申し上げます。

災害に強い森づくりを進めしていく、こういう観点からいたしますと、地域の実情、必要性に応じまして治山施設を整備するとともに、間伐を始めとする多様な森林整備をしつかりと行つていくと、いうことは大変大切なことと思つております。こういったことで、間伐材や主伐材を有効に利用して林業を活性化していくことが不可欠でございます。

先生お話がございました阿蘇地域でございますけれども、実は大分県の日田地方に今回新たに開けたから政務三役ですね、どうぞ御出席いただけます。この法律で位置付けがなされているというふうでございます。

○山田俊男君 さらにもう一つ、小水力発電の場

<p>うなことがあります、どうもここも位置付けが大変低いというふうに受け止めざるを得ません。とりわけ小水力発電の場合は、水利権の調整に関する様々な申請や認可の取得が必要になっていきます。相当の期間が掛かるということなんですね。経産省、農水省、国交省、環境省等の、これはみんな関係する省庁なんですが、この窓口の一本化が必要ではないかといふふうに思いますが、この点、大臣にお聞きします。</p> <p>○國務大臣(林芳正君) 今お話をありましたように、いろんなところに窓口があつて、手続が煩瑣であると。こういうことをやはりやりやすいようにしていかなければいけない、こういうことが非常に大事であると考えております。そういう意味では、市町村による基本計画の作成、まずこれを支援する体制づくりが重要であると、こういうふうに思つております。</p> <p>予算措置による支援を行はば、基本計画の作成に必要となる情報の提供や助言が的確に行えるよう、国の相談窓口を地方農政局等に設けて、また地方農政局等と各地方の経済産業局、それから環境事務所、これが連携して対応するように、計画の作成を促してまいりたいと、こういうふうに思つております。</p> <p>小水力発電の整備については、例えば農業用水路に小水力発電設備を整備するという場合には、まさにその設備の一部が農地に掛かつて転用をしなければならぬ、こういうことが出てくると思いますし、それから貯水槽から発電設備まで水圧管を埋設する、こういうことが出てくるかもしれません、この場合に森林の伐採が必要になるケース等いろんなケースがございまして、こういう農地法や森林法に基づく許可手続、いろいろあるわけでございますから、本法案によつて、こういう手続をワンストップで行える、こういうことも併せてやつしていくことによりまして、この設備の整備を行おうとする方の負担が軽減されるようになります。</p> <p>○山田俊男君 小水力発電の場合、さらに河川法</p>
<p>における水利権の許可手続が具体的には必要になるわけがあります。この点、東日本大震災地域の場合、特例の措置を設けまして、そして許可手続の簡素化に役立つという仕組みを採用しているわけがありますが、今回、この小水力発電についてもそうした取組が私は必要じゃないかと、こんなふうに思いますが、この点、国土交通省、どんな取組になつていますか。</p> <p>○政府参考人(加藤久喜君) 再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で、小水力発電の導入を促進するということは非常に重要なふうに認識をしております。</p> <p>河川から取水しました農業用水等を活用する、いわゆる従属発電につきましては、登録制度といふものを創設することなどを内容といたしました改正河川法、これが本年の六月十二日に公布され、六ヶ月以内の施行となつております。</p> <p>登録制は、従属元の水利権の審査において、下流の利水者や河川環境への影響について既に確認をしておるということで手続の簡素化は可能といふふうにしております。登録制の導入によりまして、関係行政機関への協議は不要となるなどによりまして、いわゆる従属発電に係る標準処理期間についてはこれまで約五ヶ月というございますが、これを約一ヶ月へと大幅な短縮が図られるものというふうに考えております。</p> <p>国土交通省といたしましては、水利使用手続の簡素化、円滑化等を通じて、今後とも小水力発電の導入を積極的に促進してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○山田俊男君 水利権の調整その他につきまして、五ヶ月掛つたのが一ヶ月にするということですから、それは大変朗報ですから、しっかりと指導を強めもらいたい、こんなふうに思いますが。</p> <p>さて、小水力発電は、しかしそうは言いまして、なかなか取り組みづらいという動きになつてもらいたい、こんなふうにお願いします。</p> <p>さて、農地を利用した太陽光発電におきまして、荒廃農地のうち主に農地としての再生利用が困難な荒廃農地が再生可能エネルギー発電の施設</p>
<p>に活用されるということを想定しているということ、それもなかなか取り組みづらいというふうに思つてますよね。経産省としてはどんな促進策を講じているんですかね。経産省の方からお聞きします。</p> <p>○政府参考人(木村陽一君) お答えいたします。</p> <p>小水力発電でございますけれども、再生可能エネルギーの中でも出力が安定しております。そういった優れた特徴がございまして、地域にも開発の普及拡大に向けて、まずは発電に通常要するコストをしっかりとカバーする価格で買い取ります。経済産業省といたしましては、小水力発電の普及拡大に向けて、まずは発電に通常要するコストをしっかりとカバーする価格で買い取りまして、その投資回収に見通しを与える固定価格買取り制度を小水力に対しましても着実かつ安定的に運用するということを第一義に考えてございます。</p> <p>あわせまして、小水力発電設備メーカーと例えば発電事業者が共同で、落差がそれほどなくとも発電量を確保できるような水車の開発でございますとか、あるいは事業性評価のための調査といったものの支援を予算措置を講じて実施をしてござります。それから、あわせまして、税制等によります促進ということとも考えてございまして、平成二十五年度の税制改正によりまして、中小水力発電設備、これを法人税、所得税のいわゆるグリーン投資減税の対象にすることをお認めいただいたわけでございます。</p> <p>こういった促進策を通じまして、引き続き関係省庁とも連携させていただき、小水力発電の導入拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>○山田俊男君 どうぞ、地域の実態に応じた水車等の開発、これは大変大事ですから、どんどん進めてもらいたい、こんなふうにお願いします。</p> <p>さて、農地を利用した太陽光発電におきまして、荒廃農地のうち主に農地としての再生利用が困難な荒廃農地が再生可能エネルギー発電の施設</p>
<p>に活用されるということを想定しているということ、それと再生利用が可能な荒廃農地と、それと再生利用が困難と見込まれる荒廃農地、具体的にはどんな基準でこれ想定されているんですか。</p> <p>○政府参考人(實重重実君) 荒廃農地の基準についてお答え申し上げます。</p> <p>市町村が荒廃農地を再生エネルギー発電施設整備区域に設置する場合に、毎年市町村と農業委員会が実施する荒廃農地の調査の結果を踏まえて対応することとしております。この調査につきましては、農林水産省で策定いたしました荒廃農地に係る全国統一的な基準がありまして、これに従って毎年実施しているところであります。これに応じて市町村と農業委員会が現地調査を行つて判断をしているところであります。</p> <p>この基準におきまして、荒廃農地につきましては、現に耕作されておらず、通常の農作業では作物の栽培は客観的に不可能となつてゐるというものは、再生利用可能なものといたしましては抜根、整地等により通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの、それから再生利用困難なものとのいたしましては、森林の様相を呈してゐるなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、こういう区分をしているところであります。</p> <p>第一種農地に該当する荒廃農地につきまして再生可能エネルギー発電設備整備区域に設定しようとする際には、まず市町村が改めて調査結果を確認した上で、さらに国や都道府県との土地利用調整をいたしまして、本来の許可権者である国や県が最終的に確認をするということにしておりまして、これらによつて適切な設定を確保してまいりたいと思っております。</p> <p>○山田俊男君 次の課題ですが、この再生可能エネルギー法は、所有権移転促進事業を柱の一つにしております。それでいいですね。その際、所有権移転促進事業の対象農地は、あくまで今もお話し</p>

のありました荒廃農地が対象だということでいいのかどうか。それで、この所有権移転促進事業でやりました土地、一つは発電施設用地となり、もう一つは、これは優良農地として耕作できるといふことであれば、これは優良農地として耕作していくことになるんだと思うんですね。この優良農地の権利関係はどこで調整し、誰が優良農地の扱い手になつていくんですか。ややもすると、私が心配するのは、この事業をやって、そして発電事業者が、発電しやすい敷地がもう確保できました、それで終わりですということになりかねない心配をしているから言っているんです。

優良農地の活用についてきちっと考えていくことなかどうか、お聞きします。

○政府参考人(山下正行君) 所有権移転等促進事業につきましてお答え申し上げます。

本法案において、農業上の再生利用が困難な耕作放棄地に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導するに当たりまして、土地の地権者が複数存在するケースも想定されることから、所有権移転等促進計画の公告に基づく一括処理により円滑な事業を措置しているところでございます。この事業につきましては、土地について所有権等の権利を有する者の全ての合意が得られていることを要件としておりますが、その要件に基づきましてこの事業が行われるということでございます。

本法案の下で、市町村、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者や農林漁業者等の地域の関係者による協議会がつくられます。協議会の場を活用いたしまして、その関係者が一体となつて、所有者の確認の作業ですとか不在地主の調整ですとか、荒廃農地の利用に係る地域の合意形成等を行つていくことを想定しております。

このような対応も含めまして、国の方針等で具体的な指針を規定することによりまして、この所有権移転等促進事業の活用を図つてしまひたいと考えております。

○山田俊男君 さらに、もう一つ別の課題があり

ますが、農地を転用して太陽光の設備等を設置した後、詳しいことはやめますが、いろんな事情でもう廃業になつたりしてしまつといったときに、その場合、土地や景観が荒廃したまま残されかねない心配があります。

太陽光パネルは、私は詳しくは分析できませんが、有害物質もあるというふうに言われております。原状回復をしつかりさせない限り駄目だとうふうに思つんですね。これはどこでどんなふうに準備されているんですか、また担保されているんですか、お聞きします。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げま

す。

再生可能エネルギー発電事業者が農林地等に発電設備を整備したにもかかわらず、途中で事業を中止し、また撤退ということも想定されるわけでございます。その場合に残された施設の取扱いを決めておくことは重要と認識しているところでございます。

このため、本法案に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする際には、発電設備

の撤去時における原状回復、費用負担等に関する事項を市町村の協議会の協議事項にする、それから設備整備事業者が作成する設備整備計画の記載

事項とすると、こういうことを検討しているところでございます。また、あわせて、設備整備事業者が設備整備計画の認定を申請する際に、原状回

復に関する事項が記載された地権者との間の契約書の写しを添付させるということも検討しているところでございます。

このような対応を含めまして、農林地等に再生可能エネルギー発電設備を整備した後、途中で事

業が中止、撤退をする際に問題が生じないよう、国の方針等で具体的な指針を規定することとも

に、市町村に対しまして必要な助言や情報提供を行つていくと、そういうことを考えております。

○山田俊男君 どうぞ、その点大変心配ですか

最後の質問ですが、再生可能エネルギーと関連しまして、もう一つ、全然違うんですが、非主食米を原料とするバイオエタノールの取組があります。

この点は、日本はもうバイオエタノールの取組はまだ大変少ないのであります。しかしこれは、米国やブラジルではトウモロコシ等のバイオエタノール化が相当進んでいるわけであります。

日本での取組については、バイオエタノールと混合する混合専用ガソリン、これは国内の石油連盟が新規参入を嫌つてはいるという観点から、なかなか手に入れられないものだから韓国から輸入しているというのが実情なんですね。この点、是非、石油連盟との関係改善や連携をしつかり図ると、これは何でかといつたら、大臣がこれから大きく課題としてかかわられます水田のフル活用、これは全国の農林業者、みんな課題であります。

には、生産調整の見直しとも関連する形でこれは重要な意味を持つていて、この点の推進につきまして大臣の見解をお聞きします。

○國務大臣(林芳正君) 今委員からお話をありますように、このバイオエタノール用の新規需要

米、これは米穀の需給調整実施要領の中に新規需要として既に位置付けられておる、こういうこと

でございまして、そういう関係で産地資金等々にも活用の対象になつてはいたと。こういうこ

ともあります。また、あわせて、設備整備事業者が設備整備計画の認定を申請する際に、原状回

復に関する事項が記載された地権者との間の契約書の写しを添付させるということも検討しているところでございます。

各地区において原料調達の多様化、製造コストの削減等の事業化に向けた課題に今取り組んで

いるところでございますが、なかなか苦戦をしてお

ると。こういうふうにも聞いておるところでござ

りますので、これは主食用米の需給に全く影響を及ぼさない、こういうことでありますから、生産者にとって取り組みやすい仕組みであると、こう

いうこともござりますので、しつかりとこれもサポートしてまいりたいと、こういうふうに思つて

おります。

○山田俊男君 ありがとうございます。

これまで終わります。

○堀井巖君 自由民主党奈良県選挙区選出の初当選の堀井巖でございます。

本日が初めての質問になります。その質問の中

で、この再生可能エネルギー法案質疑、参画をさ

せていただくということで、この法案、非常に思

いの深い法案ということで、よろしくお願ひをし

たいと存じます。

今、農政の方は、TPP交渉、あるいは米の生

産調整の見直し、それから農地集積の促進、いろ

いろこういう節目を迎えている状況であります

が、こういった大事な時期にこの農政に関して議

論に参画をさせていただけるのは大変光栄である

と同時に、特に地域の声をしつかりと届ける、そ

の役目の責任も痛感をしているところでございま

す。

質問に入ります前に、一点だけ、特に有権者の

方と今般接する中で感じたことを一言申し上げま

す。

日本では、今生産調整の見直し、特に米につい

てもなかなか需要が少なくなつてきて、米余りだと、こういうような流れで来ておりますけれども、世界全体で見れば人口増が続いているわけです。やはり、食料自給率というのを向上をしつかりと図るということが将来世代のことを考えれば何よりも重要ではないかというふうなことを、これは地域の方々もそのことを一番の思いとして持つておられる、そのことを痛感したわけ

でございます。

そのためにも、今進められておりますように、農地あるいは作付面積をしつかりと確保しながら、将来世代に、これは十年後、三十年、五十年後、あるいは百年後まで含めてつなげていくことが大切であると、このように思つているところであります。今はもちろん人が食べるものの、いは飼料用作物というようなこともありますけれども、先ほど山田委員の御指摘にもありましたよ

うに、バイオエタノールのため、エネルギー供給のための作付けということもこれから本格化すれば日本の農業のありようも相当変わってくるんじゃないかというふうに思うわけでございます。そういう意味で、農地あるいは作付面積をしっかりと確保していく、大切にしていく、そのような思いの中で今回のこの法案が出されていると、このように感じているところでございます。

こしは、電気代ということも考慮して賜湯会、この方

活力の向上及び持続的発展を図る、あるいは必要な農林地等の確保ということが明記されたことは大変意義深いことと考えます。

こういった基本理念の明確化も踏まえながら、大臣の方からこの法案の必要性、そして法案に縣における思いについてお伺いをしたいと思います。

○國務大臣（林芳正君） まずは、堀井委員におかれましては、今日がデビュー戦ということですね。今後の御活躍に期待したいと思いますし、プロフィールを拝見いたしますと、趣味は料理で得意は手作りカレーと、こういうことでござりますので、そういう面からも御指導いただければと、こういうふうに思うわけでございます。

法案の必要性ということでございますが、農山漁村の活力が低下しているという中で、今委員からもお話をありましたように、農山漁村の豊かな資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進するということは、農業、農村の所得の向上等によって農山漁村の活性化という意味でも非常に大事であると、こういうふうに思っております。

一方で、これも御指摘があつたように、食料供給や国土保全という重要な機能をそもそも農山漁

うに、バイオエタノールのため、エネルギー供給のための作付けということもこれから本格化すれば日本の農業のありようも相当変わってくるのではないかというふうに思うわけでございます。そういう意味で、農地あるいは作付面積をしっかりと確保していく、大切にしていく、そのような思いの中で今回のこの法案が出されていると、このように感じているところでございます。

これは、発電ということを考えた場合に、この再生可能エネルギー、これを導入していくことは大変重要であります。しかしながら、無計画に推進をすれば、農地転用が無秩序に進んでしまったりするというようなことにもなりかねません。その上でも、特に今回の経緯を眺めますと、自民党の修正によりまして農林漁業の健全な発展と調和という観点が入ったと、これは非常に意義あることだと思います。また、基本理念として、地域の電設備の整備が無計画に進みますと、農林漁業の機能の発揮に支障を来すおそれがあると。このバランスはどう取るかということがポイントでございまして、まず法案においては、この再生可能エネルギーの発電の促進をするに当たって地域の活力の向上と持続的発展を旨とする、そして地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地等が確保されると。これを基本理念としてまず明確にした上で、この基本理念の下で、農林地等の利用調整を適正に行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギーを促進する、そして農山漁村の活性化を図る枠組みを構築する、と、こういうことにしたところでございまして、まさに農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー発電を促進してまいりたいと、こ

○副大臣(吉川貴盛君) どの程度の電力供給を目指としているかという御質問でありますけれども、この本法案に基づく措置や予算措置等によりまして、再生可能エネルギー発電のメリットを活用いたしまして、地域の農林漁業の発展を図る取組を平成三十年度に全国で百地区で実現をするとの政策目標を掲げていろいろところでござります。これらの地区におきましては、具体的にどのような発電設備を導入するかにつきましては、それぞれの地域の資源の賦存状況等を踏まえた発電事業者の判断や各市町村の再生可能エネルギーに関する取組方針等にもよりますけれども、当該目標が実現された際の発電量を具体的に見込むのは困難ではありますけれども、農林水産省といたしましては、本法案を始めとする各種の措置により

と保全をしながら進めていくんだということが、この法案の趣旨であるというふうには理解しておりますけれども、やはり今回、仮に太陽光発電のパネルを設置する場合に農地転用が起こってことと、その場合にそういうふた優良農地がいかに保全されるのか、失われてしまうおそれはないのかということについて御質問をしたいと思います。例えれば奈良県の場合、耕作放棄地が今一九%で、近畿の中ではトップであります。耕作放棄地の率が高い地域ではござります。ただ、そういうところというのは、太陽光発電のパネルの設置によって、例えば小規模なところで占在している場合に、それが今度この発電にとって、再生エネルギーの導入といったときにうまくイメージできるのかどうかもあるって、これが恐らくそれぞれの地域でどのように考えていくたらいいんだろうと。定性的には再生困難な

まず、二〇一三年の自民党的公約、御案内のことよりの選舉公約でありますが、こちらの中でも、今後三年間で再生可能エネルギーの最大限の導入促進を行うと、このようにも書かれているところでござります。この法律によればどの程度の電力供給を目標とされているのかということについてお伺いをしたいと思います。日本再興戦略でも、平成三十年に約百地区で取り組むということが書かれているわけですが、どの程度の電力供給が

は木質バイオマスに対する期待も高いところがござります。そういった場合にある程度大体そのリユーム感というものが分かれば、どの程度自分たちが市町村として進めていくのかということも見えてこようかというふうに思いますので、今後とも、その点、きめ細やかな御対応をお願いできればと、いうふうに存じます。

次の質問に移らせていただきます。

これも、元々この法案で、優良農地、しつかり

漁村の活性化を図ると、こういうものでございなす。
具体的に申し上げますと、市町村が基本計画で
定める発電設備整備区域でござりますけれども、
これは、農業上の再生利用が見込まれない荒廃地、
地等を優先的に活用することなどによりまして、
良農地の確保に支障がないように設定すること、
さらには、設備整備計画の市町村による認定、
に際しましては、農地法に基づく農地転用許可

では、本法律が何れの文書をもいていくとしないかなどには、この法律の中身の規定、内容が関係者の方々の間で十分に理解、共有されることが重要であるというふうに思います。また、これまでの質疑等も通じましても幾つか懸念事項についても指摘をされていたと存じますが、そいつたことができる限り払拭されながら進めることができれば、このように考えるところでございます。そのような観点から幾つか質問をさせていただきたいと思ひます。

○堀井巖君 ありがとうございました。
なかなか現時点ではまだ法案の段階でそれぞれについてこの発電量というのを定量的に見込む、これはなかなか難しいところではあると思いますが、平成三十年に百地区でということで目標を掲げられておりますので、是非その御努力を期待したいというふうに存じます。
また、私の地元の奈良県の方でも、例えば首長さんを始め、特に山間地域で小水力あるいは

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

本法案では、農業上の再生利用が困難な荒廃地等に太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導する、そういったことで土地利潤調整を行う、優良農地を確保しながら地域において再生可能エネルギー発電を促進することで農山村にあります。

○堀井巖君 ありがとうございました。
今大臣もおっしゃられましたけれど
うな理念、そして目的をしつかりと略

も、そのよ
詰まえた上
まして、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電のボテンシャルができるだけ引き出していくことができるよう努めてまいり

耕作放棄地ということにならうかといふに用いますけれども、例えば太陽光発電を設置するような場所はどのような場所を想定されているの

まさに農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー発電を促進してまいりたいと、こういふふうに思つております。

が実現された際の発電量を具体的に見込むのは困難ではありますけれども、農林水産省といたしましては、本法案を始めとする各種の措置により

イメージできるのかというところもあって、この辺が恐らくそれぞれの地域でどのように考えていいたらいいんだろうと。定性的には再生困難な

用調整を適正に行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギーを促進する、そして農山漁村の活性化を図る枠組みを構築する

うな発電設備を導入するにつきましては、それぞれの地域の資源の賦存状況等を踏まえた発電事業者の判断や各市町村の再生可能エネルギーに関する

たところというのは、太陽光発電のパネルの設置
ということでいうと、例えば小規模なところで占
在している場合に、それが今度この発電といふ

地域の活力の向上」と総合開発を旨とする
て地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地等
が確保されると。これを基本理念としてまず明確
とした上で、この基本理念の下で、農林地等の利

月いかでござる。地方の雇用もまた多様な形で見受けられ、組を平成三十年度に全国で百地区で実現をするところでもございます。この政策目標を掲げておるところでもございます。

例えば奈良県の場合、耕作放棄地が今一九%で、近畿の中ではトップであります。耕作放棄地の率が高い地域ではござります。ただ、そういうい

このバランスはどう取るかということがポイントでございまして、まず法案においては、この再生可能エネルギーの発電の促進をするに当たって

標としているかという御質問でありますけれども、この本法案に基づく措置や予算措置等によりまして、再生可能エネルギー発電のメリットを活

ネルを設置する場合に農地転用が起こってくると、その場合にそういうふた優良農地がいかに保全されるのか、失われてしまうおそれはないのかと

村は有しておりますので、再生可能エネルギー発電設備の整備が無計画に進みますと、農林漁業の本來の機能の発揮に支障を来すおそれがあると。

○副大臣(吉川貴盛君) をイメージされているかお伺いしたいと存じます。

と保全をしながら進めていくんだということが、法案の趣旨であるというふうには理解しておりますけれども、やはり今回、仮に太陽光発電のパ

基準に反した転用が行われないようにするために農地転用の許可権者である農林水産大臣又は都道府県知事の同意を得なければならない、こういった仕組みを設けているところでございます。また、この認定を受けた設備整備計画に従わずに再生可能エネルギー発電設備が整備された場合は、農地転用許可があつたものとみなされないため農地法に基づく都道府県知事による原状回復命令等の措置や罰則の対象となると、こういふことでございます。

こうした取組、こうした仕組みが現場で有効かつ適切に機能するよう、関係制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと存じます。

今、農政の中では、特に耕作放棄地を減らして、そして作付けをしつかり増やしていくという

う政策もこれから性根を入れて行われようとされているところであります。

そういう中で、今度、本当にもうこの再生困難な耕作放棄地にはこういった太陽光発電含めた再生可能エネルギーも導入していくといふところ

で、恐らくそれぞの地域の側に立つたときに

は、じゃ、どういったゾーニングのイメージを持ちながら國の方は進めようとしているのか、ど

こまでは作付けをしつかりやつてほしい、あるいはその中でこういったところは耕作放棄地を、も

う再生困難である、これは太陽光発電で生かしていこう、そういう部分についてそれぞれのやはり市町村、計画作成の場合にいろいろと悩みながらやつていかれる場面もあるうかというふうに思

ます。その辺を含めまして、また今後適切に御対応いただければ、というふうに期待をしているところでございます。

次に質問に移させていただきます。

仮に太陽光発電の例を取りましたときに、地域の外の方々が結果的にその利益の大半を得ることにならないかという懸念、これもこれまでも指摘もされてきたところだと思います。太陽光発電の

例えればパネルメーカーさん、あるいはその設置者の方々にこの利益の大半が行つて、その地域の方は土地は貸したけれどもなかなかその地域の発展につながりにくい、利益が落ちにくいうふうな心配もあるやに伺いますが、その点についてはいかがございましょうか。

本法案におきましては、本法案による措置を活用しようとするその事業者について、地域内の主

体か否かを問わず、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を実施する必要があるということとしております。

このような取組を通じて、再生可能エネルギー発電の利益が地域に還元されるようになると

思つております。

一方で、地域における所得の向上により農山漁村の活性化に貢献すると、こういう観点からは、

地域の農林漁業者やその団体といったその地域の

主体が再生可能エネルギー発電事業に取り組むこと

が望ましいと考えております。このため、平成二十六年度概算要求におきまして、農林漁業者や

その団体が主導する再生可能エネルギー発電の事

業構想から運転開始に至るまでに必要な様々な手

続、それから取組への支援等に必要な予算を盛り込んでいるところでございます。

○堀井巖君 ありがとうございます。

本法案による措置に加えまして、予算措置も活

用して、地域主体の農林漁業者が中心となるよう

な取組を進めてまいりたいと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございました。

懸念事項についての質問が続くんですが、これ

は懸念をしているということよりも、やはりこの

な取組を進めてまいりたいと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございました。

本法案による措置に加えまして、予算措置も活

用して、地域主体の農林漁業者が中心となるよう

な取組を進めてまいりたいと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございました。

懸念事項についての質問が続くんですが、これ

は懸念をしているということよりも、やはりこの

な取組を進めてまいりたいと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございました。

本法案による措置に加えまして、予算措置も活

用して、地域主体の農林漁業者が中心となるよう

な取組を

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

この取組の具体的な内容を法案の、先ほども出ました第七条第二項に則して挙げていくとすれば、農林地の農林漁業上の効率的かつ総合的な利用の確保のこの例としては、発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行い農業の生産性を向上させる取組、こういったものを想定しておるところでございます。

また、農林漁業関連施設の整備、こういった例といたしましては、風力発電の設備の近隣におきまして発電設備の見学者等を主な客層として地元の農林水産物やその加工品等を販売する直売所の整備、運営をする際にその費用の一部を発電事業者が売電収益からその一部を負担すると。それから、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、その例といたしましては、例えば木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用の間伐材を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組、こういったものが考えられます。

それから、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進のこの例といたしましては、例えば畜産業者が家畜の排せつ物を引き取ってバイオマス発電を実施するとともに、発電事業者が費用を負担して消化液や残渣から堆肥を製造し、低価格で提供する取組、こういったものが考えられます。

それから、燃料として使用される未利用間伐材は年間六万トン、これは丸太換算にしますと十万立方メートル程度でございます。この木材の購入代として、年間七億ないし九億円が地域に支払われるということにならうかと思つております。それから、発電所の運営で十人以上の人が必要ですし、またその原料入手、山から木を切つて運び出してくるということが必要になりますので、そういう意味では五十人以上の地域雇用が創出されるのではないかというふうに試算しているところでございます。

このように、木質バイオマス発電所は、エネルギーの地産地消だけでなく、地元の林業、それから地域経済に大きな効果をもたらすことが期待されるところでございますので、私どもいたしましても、地域と連携を図りながら、そして PR もさせていただきながら、木質バイオマス発電の取組を積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

○堀井巖君 ありがとうございました。

奈良県も、林業の再生ということが地域の将来に向けても特に重要な課題だというふうに思つております。まさに、林業が再生するかどうかというものが山間地域のこれから将来がどうなつっていくかということに直結をしてくるというふうに考えております。そんな中で、この木質バイオマスの発電所、様々なもちろん取組の必要性もあるうかとは思いますけれども、今お伺いしましたところ、雇用の効果も五十人以上というようなことで、これは相当な効果が期待できるのではないかというふうに思つてゐるところでございます。こういった取組を是非とも今後とも力強く進めたいただきたいというふうに思います。

最後に、感想になりますけれども、私もこちらに出てきてまだ僅かでありますけれども、例えれば農林の関係の勉強会等、参画する中で、農林漁業については、産業政策あるいは地域政策として両面から語られております。まさにそのとおりだというふうに思ひますけれども、私はもう一つ、そ

のことにかかりますけれども、やっぱり、例え
ばへき地に住むことで、あるいは離島に住むこと
で、あるいは山間地に住んで山を手を入れること
で、この国土が保全をされているというふうな側面
が非常に大きいと思います。また、海岸線、長
い海岸線の中で、そこに人が住むことによって國
の安全保障にもつながる。また、今は耕作放棄地
多いですけれども、将来、穀物価格、国際的な動
向を鑑みれば、また人口増を鑑みれば、食の安全
保障というのは國の安全保障そのものにもつなが
るところに……

そういうふうに思います。

そういった重要性が、私はこれ、農業の関係者
だけではなくて、やっぱり、例えばこの東京に住
む方々にもしっかりと理解をされることが重要だ
と思っております。森林環境関係の条例を改正す
るときには……

○委員長（野村哲郎君） 堀井君、時間が来ており
ますので、まとめてください。

○堀井巖君 はい。

苦労いたしましたけれども、そういうたること
を是非とも皆様のお取組を今後とも期待しまし
て、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○古賀友一郎君 長崎県選出の古賀友一郎でござ
います。

私も七月に初当選させていただきまして、国会
での質問は初めてということになります。野村委
員長を始め委員各位、並びに林大臣を始め政府関
係者の皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げま
す。

今日は法案の審議ということでありますけれど
も、実は私、諫早に実家がござります。御案内の
とおり、一昨日、諫早湾干拓の排水門開門問題に
ついて、長崎地裁が開門差止めを認める仮処分決
定を出したという非常に大きな動きがございまし
たので、去る五日の当委員会でもこの問題につい
て議論をされたところでありますけれども、ここ
はお許しをいただきまして、まずこの問題につい
て御質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回、開門を差し止める仮処分決定がされたことによりまして、言わばその開門を命じた福岡高裁判決、確定判決と相反する二つの司法判断が同時に存在するという、非常にこれは異例的な状況だと思いますけれども、こういう判断、こういう状況になつたわけであります。この二つの司法判断の関係です。

私も昨日、この仮処分決定の理由も読みましたけれども、何と長崎地裁は福岡高裁の確定判決と事実上矛盾する決定をするんだということを正面から言つているんです。もちろん、これは基礎となる事実認定が異なるということで、その理由を述べてはいるんですけども、こういう矛盾することと言つてはいる二つのこの司法判断、これの関係が一体どうなるのか、政府はどうちらの判断に法的に従わなきやならないのか、この点を法務省にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(都築政則君) 一昨日、長崎地裁におきまして、御指摘のとおり、排水門の開門の差止めを認める仮処分決定がされました。しかし、国は平成二十二年十二月の福岡高裁の確定判決によつて、同じ排水門を開放すべき義務を負つております。

両者の関係は困難な問題でありますけれども、今回の仮処分決定によつて福岡高裁の確定判決の法的効力が失われるものではありません。そこで、まずは今回の仮処分決定の内容につきまして詳細に検討し、各関係機関と協議の上、適切に対応すべきものと考えております。(発言する者あり)

○古賀友一郎君 今、分からぬといふ声が出ましたが、本当に分かりませんよね。要するに、相矛盾するという司法の強制力が働く判断がありながら、この関係が分からぬわけですよ。要するに、両方やれと言つているんですね。それには等しいわけです。開けるなどといふ命令もあるし、開けるという命令もある。だから、今この二つの相矛盾する法命令が定立しているわけですね、二つ並び立つてます。ただ、今まで

は片方だけだったんです。開けるという命令しかなかったわけですね。これが二つ並んだということとで、言わば、ある意味法的にはイーブンになつたということだらうと思うんです。

・今回の仮処分決定は、開門反対の方々にとつてはまさにこれは全面勝訴と言える判決なんですね。ただ、これはあくまで仮処分です。あくまで仮処分ですから、今おっしゃつたように福岡高裁の確定判決がなくなるわけではないということです。したがつて、今、法的にはイーブンになつたという状況ですから、これから政府が右に行くのか左に行くのか、今まさにその分岐点に立つてゐる状況ではないかと、こういうふうに思うわけであります。

現在のところ、政府は、福岡高裁の確定判決があるのでその履行をしなければならぬということであ門を開きたいといふ立場を取つてゐるわけではありますけれども、私は、この際、政府は開門しないといふ立場に立ち返つて方針転換する必要があるというふうに考えております。

そういう考へる理由を、主な理由を幾つか申し上げた上で質問させていただきたいと思うんですけれども。

まず一点目は、信頼関係を再構築するという観点です。もはや話合いすらできない、そういうほどに徹底的に農水省と地元長崎県との信頼関係は破壊されています。

そもそも、かつて二人三脚で土拓事業をやつてきた農水省と長崎県の信頼関係を破壊してしまったのは、言うまでもなく、菅元総理がまさに地元の哀願ともいふべき声を一切無視して、上告をせずに判決を確定させてしまつたと、これがスタートになつてゐるわけです。政府と地元長崎県との信頼関係を再構築していくためには、開門前提で話にならないんです。今そういう状況にあります。今、菅元総理の判断については、農水省も恐らくじくじたる思いがあると思うんです。今年一月十一日の新聞報道によりますと、林大臣御本人も、福岡高裁判決を確定させてしまつたというこ

とについて、何であんなことをしちゃったのかと、そういうコメント、批判をされていましたということが報道でなされておりました。

もちろん、前の民主党政権のことではありますけれども、信頼関係破壊の原因をつくったのはあくまで政府なんですね。そのことには変わりないです。

開門を前提とする政府とは話合いをしない、そういう立場を堅持する地元との間で信頼関係を再構築するには、政府の方が姿勢を転換すべきであるし、するほかない。農水省はこの先もずっと、地元長崎県と一緒にこの諫早事業をやつていかなきゃいけないんです。これから先のことにもよくお考えいただきたいというのが一点であります。

次に二点目でありますけど、これは高裁判決の内容にかかわる話でありますけれども、私は重大な問題があるというふうに思っています。そもそも、この開門請求のその法的な根拠になつてるのは、個々の漁業者の方々の漁業行使権に基づく妨害排除請求権です。そして、福岡高裁は、漁業補償契約というのは国と漁協との間の債権的合意にすぎないのであって、個々の組合員の漁業行使権は別に放棄されているわけでもなく生きているんだから、物権的請求である妨害排除請求はできるんだと、こういう論法で開門を認めただけです。

しかし、実際には、漁業補償契約締結の際に、原告の方々を含む個々の組合員の方々は、漁協に対して契約を締結する権限を委任しているんですね。そして、実際にも潮受け堤防の外の漁協だけ取つて見ても、総額約七十七億円の補償金が長崎県内外の各漁協に支払われています。各組合員の皆さんは補償金の受領権限も漁協に委任していますから、もし個々の組合員への補償金の支払に問題があつたとしても、それは漁協内部の問題です。したがいまして、たとえ組合員の漁業行使権が生きているとしても、原告を含めた個々の組合員の皆さんも委任という法律行為を通じて漁業補償の債権的合意の言わば法的拘束の枠

組みの中に皆さん入つておられるわけですから、当然、組合員が漁業行使権に基づく妨害排除請求権を行使するということが、債権的合意の法的拘束に従つてこれは行使されなければいけないわけですから、制約、制限を受けるのは当然であるはずです。

もちろん、中には、その補償契約締結後に組合員になつた方もいらっしゃるでしょう。相続とか新しい規則就業とかですね。しかし、そうした後から入つてこれらの方々についても、漁協と國との法的拘束の枠組みの中後にから入つてこれらの方々は、しかも、そうでないともう漁業補償なんかやつていられませんよね。

ところが、こういう状況であるにもかかわらず、福岡高裁判決はこの点を考慮していないんですね。なぜか。政府が委任の事実について証拠を出してきちんと主張をしていないんですよ。裁判の場で。だから、福岡高裁の論法を許す、そういう手続きをつくつちやつたんですよ。

そもそも、福岡高裁判決でも、この干拓事業と諫早湾それからその近傍部以外の、まあ要は大部 分の有明海の環境変化との因果関係というのは認められないんです。そこに来て、この諫早湾そしてその近傍部については、今申し上げたように漁業補償がきちんと成立しているんだと、妨害排除請求は認められないんだとするならば、開門請求が認められるような法的な余地がないじゃないですか。政府の、まあ言わば守備の穴、これをついで福岡高裁は判決を認めたということなわけですね。

今、政府は、遅ればせながらではありますけれども、別の裁判の福岡高裁判決の場で委任の事実を主張、立証し始めたということは聞いていますけれども、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣（林芳正君） まず、古賀委員も今日がデビュー戦ということで、今後の活躍を御期待申し上げたいと思います。いきなり直球の御質問を

実上大きな禍根を残すという問題点も私は指摘したいと思うんです。福岡高裁判決のこの論法を容認してしまうと、これまで国あるいは自治体がやつてきた漁業補償の蒸し返しが幾らでも可能になつてしまふんですね。それに加えて、今後の補償についても一々個別の各組合員の方々と契約を結ばなきゃいけなくなつてくる。もう膨大な手間暇が掛かります。そういう事態は自治体も非常に迷惑するでしょうし、農水省としても非避けなければならないはずなんですね。何といっても、これは確定判決の理由なんですね。判決理由になつているわけです。

現に、その開門請求を認めなかつた長崎地裁においても、実は同じ論法で損害賠償請求を認めているんです。これは、私はこの漁業補償の在り方に非常に悪影響を及ぼしていくんじゃないかと、そういうふうに思うんですね。

福岡高裁判決の内容については、これ以外にもいろいろ指摘はされているようです。しかし、私は今ちょっと絞つて申し上げましたけれども、そういうふうに思つたんです。

福岡高裁判決の内容についても、これが出ておるわけですが、これについては御指摘があつたように、当時の総理の判断によって上告せず判決として確定したといふことです。なぜか。政府が委任の事実について証拠を出してきちんと主張をしていないんですよ。裁判の場で。だから、福岡高裁の論法を許す、そういう

ときがございますが、決定でございますので、地裁段階の決定であつても国に対する拘束力を持つとてはならないという差止めを命ぜた決定を行つたということでございます。これはよく混同する向かいがありますが、決定でございますので、地裁段階の決定であつても国に対する拘束力を持つとてはならないといふことでございまして、国は開門してはならないという義務を、この確定した高裁の判決に加えて今回負うことになつたと、こうしたことだと認識しております。

当時のお話でしたが、平成二十二年の十二月に福岡高裁において、今申し上げたように開門を命ずる判決、これが出ておるわけですが、これについては御指摘があつたように、当時の総理の判断で上告をされなかつたと、こういうことであります。私は、どうしてそういうことをされたんだろうかと、いうクエスチョンマークが付くなど、こういう趣旨で申し上げたわけでございますが、いずれにしても、当時の最高責任者であった菅元総理の判断で上告をされなかつたと、こういうことであります。我々としては、そういうことを全てもろもろ知らなかつたわけではありませんが、政権として、政権交代をしたということは当然そのときに確定した國の法的義務を引き続き負つたと、こういう認識をしておりますので、今から当時に遡つて、それがこうだった、ああだったと言うことは差し控えないと、こういうふうに思います。

○古賀友一郎君 今、何でこんなことをしちゃつたんだろうというの純粹な疑問形だというよう御答弁ありましたけれども、私は大臣の御本心は反語だと思います。何でこんなことをしたんだろう、いや、あるべきでなかつたんじゃないかと。それは、恐らくここにいらっしゃる農水省関係の皆様方、皆さんそうではないかと思う

と思いますが。

先ほど法務省からもありましたように、十一月十二日に長崎地裁が、長崎県関係者の開門差止めを求める仮処分申立てに対し、国に対して開門し

ですよ。

何となれば、長年ずっと農水省の皆さんは地元長崎県と一緒に干拓事業をやってきて、門を開けないという方針ですとやつてきて、佐賀地裁、福岡高裁やつてきて、そして福岡高裁判決が確定する前、上告するかどうかという段階でも必死に菅総理を止めに行つたじゃないですか。それは、農水省の皆さんが持つている気持ちだと思うんですね。それを今吐露できないという状況にあると、いうのは、非常に残念な状況なんです。

でも、先ほど申し上げたように、今まででは一方だけの法的拘束だつたんです。これからは、もう一方の法的拘束ができたわけですから、さつき言つたように、ある意味ではイーブンになつていい。今から右へ行くか左へ行くか、それが今非常に問われているわけです。今かじを切らなければ元の正常な状態には戻れないと思います。そういうことも含めて是非よくお考えいただきたいと想つうんです。今直ちにこの場でそういう評価はしないといふお気持ちも分かります。でも、私は今回の一の仮処分決定を受けて、是非政府はその仮処分決定の方に従つていただきたいというふうに思つてゐるんです。

そこで、林大臣にお伺いしたいと思うんですが、今回の仮処分決定に従つた上で開門しないと、法的義務だから開門しなければならないんだという立場から方向転換して開門しないという立場に今後変わつて、そして今係争中の残されてゐる裁判に臨んでいくべきではないかと、このよう考へておられるわけですねけれども、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（林芳正君） 先ほど申し上げましたように、国は今、開門すべき義務、これが福岡高裁、平成二十二年の十一月に確定した高裁判決で負う義務でございまして、今般の長崎地裁の仮処分決定ということで開門してはならない義務と、相反する二つの義務を負つたということをございまして、先ほど法務省から答弁しましたように、法的にどちらが優先するか明確ではないと、こう

以上に承知しております。

したがつて、今委員からは新しく出た方といふか今回の決定に従うべきだという御意見があつたわけですが、相反する義務ということは、一方の義務に従うともう一つの義務については不履行になると、こういう状況でございまして、國として難しい状況になつたと、いうのはそういうところを申し上げておるわけでございます。

委員も御承知のように、十一月十二日に出され

○古賀友一郎君　ありがとうございました。
たものは五百九十三ページに及ぶ大部なもの
ざいまして、我が省はもちろんござります
ども、関係各省含めてこれを今詳細に吟味
をしておるところでございますので、今後慎重
検討を行つて今後の対応を考えていきたいと
いうふうに思つております。

何分にも大部にわたる決定ということで、その分析に時間が掛かるのは分かります。是非詳細に決定をした上で、先ほど私が申し上げました。そういう事情があります。元の正常な状態に戻るチャンスが今来ているんです。是非、大臣始め農水省の皆様方、この声を受け止めていただきたいと存ります。

の義務を履行すると片方からまた飛んでくるということがあるわけあります。一方で、高裁判決、福岡高裁が存在し続けるということもこれは事実でありますから、言わば逆サイドからの強制執行ということもこれは視野に入れておかなければならないということになります。

そこで、法務省にこれは伺うべきと思いますけれども、強制執行のうち間接強制によって政府に確定判決を履行させようというふうに考えておられるという話も仄聞をするところなんですねけれども、この強制執行に対する対抗手段として、民事執行法に基づく請求異議の訴えというのも私は考えていくべきではないかなというふうに思っているところです。

れども、この強制執行に対する請求異議の訴えが

認められるための要件は何でしょうか。そしてまた、仮にその仮処分決定に政府が従った場合に、確定判決の履行を求める人から強制執行が来た、そういう場合を想定した場合に、今回の仮処分決定が認められたということが請求異議の訴えが認

められるためにどの程度役に立つものなのか、資するものなのか、その辺も含めてちょっと御見解を伺いたいと思います。

訴えといふものは、特定の債務名義、例えば確定判決ですけれども、に表示されました請求権の存在又は内容について異議の主張をして執行力の排除を求める訴えであります。

要件ですけれども、確定半決後にはじめて正解には確定判決の口頭弁論終結後に生じた事後のな
事情によって確定判決が認めた請求権が消滅したことなどが要件となります。

今回の長崎地裁の仮処分決定は開門の差止めを認めるものではありますけれども、これが請求異議事由となるかどうかにつきましては、先例もなく非常に困難な問題だというふうに認識しております。

よつてその債務が消滅したことなどとおっしゃいましたね、今、などと。だから、私はこれでも役人出身ですから、そこは一定の含みがあると思うんですよ。

今、矛盾する法的義務を課せられるという状況が現に起きているわけですね。それにもかかわらず、仮にこの請求異議の訴えが使えないとなると、じゃ、その調整をどうするんですか、制度上ですね。現行制度の不備ではないですか。かといって、じゃ、法務省はその法的義務を果たせないと、両方やれと言うんでしょうか。もう間違なくその排水門を開けたり閉めたり開けたり閉めたり、そうると言うんですか。そんなことないでしょ。これは民事執行法を所管する役所として真剣に考えてもらいたいと思うんです。実際、現

実の問題

いですよ。
これは、今、そのなどというところを私突つ込
みましたけれども、この請求異議の訴えが認めら
れる、使えるかどうかというのは可能性はゼロで
はないというふうに考えてよろしいでしようか。

伺いたいと思います。
○政府参考人 都築政則君) 先ほども申し上げましたとおり、長崎地裁の決定は一昨日出たばかりでござります。今慎重に検討しているところでござります。

ざいます。請求異議の訴えに関しまして、今より
で何らかのことを申し上げるというのは差し控え
させていただければと、いうふうに思います。
○古賀友一郎君 この場で差し控えたいという
うございました。

それでありますけれども、現実問題としていすればか
はそうなるんですよ、どっちにしても。だから、
これは政府として真剣に検討すべき問題です。い
ずれにしても、使えるようにしておかないと、こ
れはどうするんですか。これは調整付きません
よ。だから、そういうことをきちんとやっていた
だきたいと思うんです。

もしそういう可能性がゼロでないということで
あれば、私は林大臣に、もしそうなった場合には
それを使ってましゅうと、ハアふうにお尋ねしようと

思つたんですけれども、その前提が今、まだ答弁がなかつたものですから、これは政府として、法務省を中心として是非これは御検討いただきたいと思います。

○國務大臣（林芳正君） 法務省から一般論が今お話をありました。さすが古賀委員、役所の経験もあって、私も行革をやつていたときは、などといふのが出てきたときは常になどの中身を言えと、こういうことをずっとと言つておりますので、それが大変大事なところであるということはそのとおりでござります。

今の段階では、そもそも債権者である原告團から強制執行の申立て、これが行われていませんので、仮定の問いと、こういうことになるのでなかなかお答えしにくいと、こういうことであります

し、先ほど申し上げたように、大部のものも出た
ものですから、慎重に検討していくことな
んですが、一般論で今、民事執行法のお話があつ
たので、三十五条で、確定判決の後に生じた事由
によつて債権者の請求権の存在、内容について異
議がある場合にこの請求異議の訴えを起こすとい
うふうに書いてござります。

まないから諫干がぬれぎぬを着せられてしまって、そういう背景があると思うんです。

す。皆さん同じ気持ちは思うんですよ。今までずっとと二人三脚でやってきた、この事業を進めて

上げまして、ちょっといろいろ行き届かない面もあつたと思いますけれども、私の質問を終わらせ
て、お話をうながします。

○大臣政務官(横山信一君) 有明海再生について
海の環境変化の原因究明、そしてその対策、それが今どんな状況なのかをお伺いしたいと思います。
す。

その農水省にあるに突然喜びちらりおでわいてきた。驚きですよね。悲しみだと思います。慣れですよ。だと思います。それを今、正常に戻そうというところなんですよ。

○郡司彰君 民主党の郡司彰でございます。今日は、今国会になりまして初めての質問をさせていただきたいたいと思います。

この規定は、一般的には、民事的な債権債務關係にある当事者が確定判決後の事情を理由として争うということで使われているものでありますから、国がこの制度で訴えを起こしたことは今までないんではないかと、こういうふうには思つております。また、この差止め仮処分という判断が今申し上げた事由に当たるかと、これも前例はない、こういうふうに承知をしております。その前提で、先ほど申し上げたように、関係各省庁でしっかりと検討してまいりたいと、こういうふうに思つております。

の取組でござりますけれども、有明海につきましては、赤潮それから貧酸素水塊の発生等により漁業は大きな影響を受け、厳しい状況にあることは十分に認識をしております。このような中で、農林水産省におきましては、覆砂それから耕うんなどの事業を実施しており、その効果として貝類の漁獲量の増大や底質環境の改善なども確認をしておるところでございます。また、本年度から、新しい垂下養殖技術によりまして貧酸素水塊を避け、アサリやタイラギを養殖する実証試験に対し支援を始めております。

人の諫早の人間として質問をさせていただいたつもりです。ここにいらっしゃる地元の方々と気持ちを同じくして質問させていただきました。皆さん、今の政権に本当に期待しているんです、前の政権に裏切られただけに。是非、地元の悲痛な叫びをもう真摯に受け止めていただきますよう本当に心から切にお願いを申し上げまして、先ほど指摘申し上げました検討を進めていただいて、是非善処していくべきだと思います。

今日はこの法案の質疑ということで、そのほかの質問も用意してきましたが、ちょっと時間がなくなってしまった。幾つか最後に御

法案に先立つて、食品の虚偽表示のことについて大臣にお尋ねをしたいなというふうに思つております。

一二日でありますようか、農林水産省の方から食品表示の適正化に向けた取組方針を大臣の発言としてなされたということで、適正な取組の内容が発表されているわけでありますけれども、私は、その中で、違反が多く報告をされる食材、工場というような表現がございました。このエビについて、これまで虚偽表示のことについては前回の委員会で徳永委員の方から当然すべき質問がなされておりますので、切り口をえて御質問を

ただ、今起こっているこの現実は、これこそ前例がないんです。前例がないことに対しては前例の

のために必要な取組を推進してまいりたいと存じております。

指摘だけさせていただいて終わりたいと思いますが。

したいなというふうに思つております。

ないことで対応していかなければならないわけで
す。ですから、その辺をきちっと踏まえて政府と
して御検討いただきたいと思います。

○古賀友一郎君 ありがとうございました。

法案の内容と直接はかかわらないですけれども、燃油対策、漁業の燃油対策なんですね。これは私、もうどこかでお伺いしたかったというところまではございません。

資料を付けさせていただいておりますが、二枚目のところを御覧になつていただきまます。日本の国別エビ輸入量の推移ということで一九八九年から一二年までつづつ成長してゐる様子で、これぞ

私はこの問題は開閉するのかしないのかと
いうこの一項対立にばかり注目が行く余りに、排水門をこじ開けること自体が自己目的化している
ようと思うんです。問題の本質はそうではないと
思うんですね。有明海の環境保全をどう図つてい

題が一方にあると想うんです。だから、おさなに縛の望みといった感じでこの譲干の開門に過大な期待を寄せてしまう、そういう背景があると思うんですね。だから、有明海再生は是非加速していくべきだみたいな、そのように心からお願ひしたいと思いつ

はあるんですけれども、今、未だ選考審査を通過して離島を回つて特に感じるんですけども、非常に深刻です。もう将来に展望が抱けない、漁業に。若い人々から辞めていく。ショッキングングでした。やっぱり、将来展望の持てる漁業、これ

れそのときの国々の量がある。全体を見ると、合計のところを見ますと、約三十万トンから今は二十万トンぐらいに十万トンぐらい減つてきております。その下の表は、ちょっとこれ分かりづらいん

くのか、再生をどうするのかというのが本質なんです。先ほど、福岡高裁判決で諫早湾干拓事業と有明海の環境変化について、諫早湾近傍部以外の大部 分は因果関係は認められないという認定がなされ ていたということは申し上げましたけれども、こ のことは佐賀地裁、一番の佐賀地裁でも、それからまた国の環境アセスでも同様の認定なんです よ。したがいまして、真の原因は別のところにあ るということなんです。その原因究明と対策が進

私は、この問題についていたずらに党派的な対立を持ち込むつもりはありません。むしろ、政治の果たす役割というのは冷静でなければいけないと思うんですね、この問題については。ですかから、地元を混乱に陥れた菅元総理のように、諫早を政治利用してはいけないとと思うんです。地元の方々はそれに翻弄されているんですよ。

○古賀友一郎君　はい。
だけではなくて、国境離島のような地域では国防上問題があると思います。
是非、今燃油価格の平均ということでやつていますけれども、漁業經營の実態を踏まえた恒久的なセーフティーネットの発動ラインというものを御検討いただきたいということを切にお願い申しますのでまとめてください。

ですが、一番右の方が二年から一一年、一〇九年、八年、八年というような形で、この間のエビのトータルの輸入を、一番多かったところがトナムでありますよと、こういうような形で書いてあります。これを見ますと、例えば中国、上の表と合わせて見ると、三万七千トン余りのものが一二年で言いますと一万五千トンぐらいに減つてしまっている。

これは、全体が減つている中でもちろんこういうことが起こるのであります、なぜこういうよ

うなことが起るのかといえば、これは一ページの方の資料を見ていただくとお分かりになりますように、これも農水省の資料でありますけれども、世界全体の食の市場の規模というのが三百四十兆から六百八十兆、約二倍になるんだと。しかし、アジアだけを見れば三倍になるような動きで、今市場の規模が拡大をしている。

私は、もう二十年ぐらい前でござりますけれども、自宅に中国の留学生というのが半年ぐらい住んでいました。その方は三十歳ぐらいで、両親は、片方の方が中国の空港の責任者、片方の母親の方が大学の教授、中国でいえば相当裕福だったのかなというふうな感じがしておられますけれども、その方が三十歳を過ぎて日本に来て半年間で、二か月たったときに、三十歳になるとまで食べたエビの量よりも日本に来て多くのエビを食べましたと、こういうような表現をなさつていきました。

【理事 山田俊男君退席、委員長着席】

当たり前のことでありまして、大臣よく御存じだと思いますけれども、エビというのはそのときの世界の豊かさの象徴なんですね、輸入の国のランクというものは、ですから、もうずっと前からいえば、スペインでありますとかフランス、イギリス、そしてアメリカとか日本という形になつてずっと推移をしてきているわけであります。こういうような推移の中で、世界の食の市場が変わつてくる。しかし、日本のところにおきましては、当たり前のようにどこに行つてもエビがたくさん作られる。十年前にインドネシアに行つたときも、空港からジャカルタまで行くときに、みんな食べるためのお米の田んぼを潰して日本に送るためのブラックタイガーの養殖をしていたわけであります。今、ブラックタイガーよりももう少し病気に強いとかいろいろな食材に合うようなどいう形でもつて、最近話題になつてあるようなエビといふものも台湾でも養殖をされたり、いろんな形でもつて日本を始めとするところにどんどんどん輸出をするようなことが行わってきた。

一方で、先ほど言つたように、これからは自らの国がそれを食べるような時代に入つてきているんですよ。こういう中で、前の五月のときにもお話をさせていただきましたが、日本は食べられるものを捨て続けている国なんです。そういう中で今までの日本人の胃袋を満たすために世界中から集めてきている食材の中で表示が違うという問題が起つてきている。これは、表示が違うのはやつちやいけないことです。当たり前のことです。是正はしなければいけませんけれども、一方で、根底にそのような食の、飽食という問題が横たわっている中で今回起つてているのではないかというふうな感じがいたしますけれども、大臣の御感想をお聞かせください。

○國務大臣(林芳正君) 今先生からお話をあつたことは、前大臣のお言葉としても大変にそのとおりだと、私も同じ認識を共有して農政に当たっておりますが、まずはおっしゃつていただいたように、この表示の問題は大変遺憾なことであつて、あつてはならないことであると、こういうこととあります。

基本的に食材や料理を提供する業者の問題といふことですが、やはりこうした問題が発生する要因の一つとしては、今先生からお話をあつたように、多くの食料をやはり海外に依存しているということ、我が国の食料供給構造、これもあるんじゃないかというふうに考えております。

その十二日の発言のところ、最後のところに、この食品偽装というのは我が国への信頼を失うことになるというような大臣の発言がございました。時あたかも、ユネスコに食の文化、和食というものを申請をしておりまして、年内には可否が下されるんではないか、こういうような話もございます。一方で、七年後のオリンピックといふことも決まりまして、まさに日本の和食といふものが世界に対して非常なプライオリティーを持つてきている。そして、いわゆるおもてなしといふことを考へてもこれは最高の素材ということになるんだろうというふうに思つております。

日本に対する和食を含めたイメージのアンケートというものがございまして、そのときには日本というのは大変穏やかな国であると、安全、安心な国であると、そして平和な国であると、こういふふうに思つております。

そもそも和食は、多様で新鮮な食材の持ち味を尊重して、栄養バランスも優れており、これも宏池会的に言えば、自然を尊重しながら自然との共生の中で生きしていくと、こういうことにならうかと思いますが、こういう日本人の精神を体現したところがございまして、そのところが全体として今ユネスコの無形文化遺産に推薦のところまでこぎ着けていくと。こういうことであります。今まで私たちの国はそのような評価をいたしましたが、この十二月に最終的に決定するという大変大きな時期である、こういうことであります。そういった時期にこういう問題が起きているのは大変に遺憾なことであると、こういうふうに思つております。

したがいまして、政府全体としても、十一日に食品表示等の関係府省庁等の会議をやりまして、各省庁がそれぞれ所管業界に對して、違反事例等の周知、表示適正化の取組状況の把握、それから申し訳ないと、こういうふうに言われて、そのせ

表示の適正化の要請、速やかに実施していくといふ方針も決定したところでございまして、我々としても先頭に立つてしっかりと取り組んでまいりたいと、こういうふうに思つております。

○郡司彰君 総じて再生工不法の議論に入らせていただきたいというふうに思いますけれども、産業競争力会議とか、あるいはまたいろんな会議が開かれております。そういう中で、最大の幅を取ると本当にこれまで行つてきたような農政とは異なる部分が出てくるかもしれない。だとすると、一つ一つの閣法を議論をする際にその大体の幅というものをとらえておかなければ、その閣法そのものが議論をすることの有効性が出てこないのではないかという形で質問をさせていただきたいと思いますが、まず産業競争力会議についてお伺いをします。

農業分科会、これはもうこの皆様方よく御存じのこととござりますけれども、再興戦略の書きぶりは、農林水産業を成長産業にする、全農地面積の八割が担い手、法人経営体は五万法人というようなことを今後十年間でやつていくということになつてゐるわけであります。

そこで、まず単純な話を聞きをしたいというふうに思いますけれども、この割合でいきますと、十年後、担い手が農地の八割ということはそれ以外のところが二割になるわけであります。担い手が何万ヘクタール、何万人、その他の二割が何万ヘクタール、何万人、平均年齢が幾つぐらいになつてるのであります。

○副大臣(吉川貴盛君) 私の方からお答えをさせさせていただきますので、お許しをいただきたいと存じます。

現在、我が国の農業構造を見ますと、これまでの農地流動化の結果といたしまして、認定農業者や集落営農を含めた担い手の利用面積は農地面積全体の約五割となつております。

でも、坦い手への農地集積、集約を加速化をしまして、担い手が利用する農地の割合を現在の五割から八割まで引き上げることが目標として定められたところでもございます。

平成二十四年の農地面積四百五十五万ヘクタールを前提といたしますれば、その八割に当たる三百六十四万ヘクタールを担い手が利用をし、残りの二割に当たる九十一万ヘクタールを担い手以外の人が利用するということになると考えております。

この目標でありますけれども、農業の競争力強化を図る観点から定められたものでございまして、国全体としての担い手の農地利用の目標でありますけれども、これに対応する担い手と担い手以外の人数、農業者の平均年齢につきましては定めておらないということもあります。

なお、現在の年齢階層別の基幹的農業従事者数を見ますと、六十歳以上が百六万人と約六割になつております。四十代以下が二十万人弱で約一割となつております。世代間バランスが崩れた状態となつてしております。したがいまして、持続可能な農業を実現していくためには、定着する青年就農者数を、現在一万人でありますけれども、二倍の毎年二万人としまして、十年後に四十代以下を現在の二倍の約四十万人にしていくことが必要と考えているところでございます。

このためには、定着する青年就農者数を、現在一万五千五百法人となつております。また、そのうち約四分の一が一億円以上の売上げを持つてゐるのであります。一万一千五百法人には寒軒的にありますけれども、この法人は含んでおりませんで、一方で、リース方式で参入した企業は含んでおります。

農業を発展させていくためには、的確かつ機動的な経営判断を行うことができ、投資財源の確保や雇用の安定の面でもメリットのある法人経営体を拡大をしていくことが必要であると考えております。複数の個人経営の法人化や集落営農の組織化と法人化、さらには企業の農業参入などを進めていく考えでございます。

このために、農地中間管理機構を活用した法人等への農地集積、集約化、さらには法人等に対するスーパー資金による低利融資、そして法人等に対する農業経営基盤強化準備金制度による税制上の優遇措置や法人に対するアグリビジネス投資育成株式会社による出資ですとか、集落営農の法人化への支援なども考えております。

そしてまた、リース方式による企業の農業参入を積極的に推進していくことといたしておりまして、これによりまして、今後十年間で現状の約四倍、過去十年間の二倍のベースの五万法人としたこととプラスをして法人数が五万になるということがあります。

○郡司彰君 また後でそのことについてお尋ねをしますが、時間の関係でちょっとその後の議論が細かい

くできないかもしれませんけれども、内閣府の方で特区の法案が審議をされておりまして、私ももも本来は議論をしなければいけないところでありますけれども、その中にも、農地の移動の問題、それから役員の要件緩和の問題ということが入つておりますが、この法人数五万というのは要件緩和をした上で前提なんでありましょうか。そのことも含めてお尋ねをしたいなというふうに思います。

○副大臣(吉川貴盛君) 法人経営体数がこの十年で二倍以上に拡大をいたしまして、現在は一万二千五百法人となつております。また、そのうち約四分の一が一億円以上の売上げを持つてゐるのであります。一万一千五百法人には寒軒的にありますけれども、この法人は含んでおりませんで、一方で、リース方式で参入した企業は含んでおります。

農業を発展させていくためには、的確かつ機動的な経営判断を行うことができ、投資財源の確保や雇用の安定の面でもメリットのある法人経営体を拡大をしていくことが必要であると考えております。複数の個人経営の法人化や集落営農の組織化と法人化、さらには企業の農業参入などを進めていく考えでございます。

このためには、定着する青年就農者数を、現在一万五千五百法人となつております。また、そのうち約四分の一が一億円以上の売上げを持つてゐるのであります。一万一千五百法人には寒軒的にありますけれども、この法人は含んでおりませんで、一方で、リース方式で参入した企業は含んでおります。

このために、農地中間管理機構を活用した法人等への農地集積、集約化、さらには法人等に対するスーパー資金による低利融資、そして法人等に対する農業経営基盤強化準備金制度による税制上の優遇措置や法人に対するアグリビジネス投資育成株式会社による出資ですとか、集落営農の法人化への支援なども考えております。

そしてまた、リース方式による企業の農業参入を積極的に推進していくことといたしておりまして、これによりまして、今後十年間で現状の約四倍、過去十年間の二倍のベースの五万法人としたこととプラスをして法人数が五万になるということがあります。

○郡司彰君 大臣からそのようなお話をいただきました。

そうすると、今現在、この食料・農業・農村基本計画といふものの位置付け、扱いといふものはどうようになつてゐるんでしょうか。それからまた、審議会との関係においてはどのような手続をして行われているんでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) したがいまして、基本法で施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今委員からお話をありましたように、おおむね五年ごとに基本計画を策定し、これに基づき施策を推進すると、こういうふうになつております。

毎年の施策につきましては、当然のことのございますが、毎年編成される予算等に基づいて推進をされていくということでございますが、その基になる基本的な考え方や方向、これは基本計画に的確に位置付けられて、これに基づき安定的に推進されるべきものと、こういうふうに考えております。

一方で、農政をめぐる情勢の変化等によつて、閣議決定をした基本計画の推進が困難になつた場合には、基本法は期中での変更を行うということも予定をしておりますので、こういつた事情がない限りは、政権交代があつても閣議決定した基本計画は尊重されて政策推進がなされると、こういふことだと考えております。

○郡司彰君 実際には、この中に書いてあるのは、何が書いてあるかというと、簡単に言えば戸別所得補償と食の安全、安心と六次産業化をやりますよということが書いてあるわけですよ。

今の大臣の発言で、期中でもし変更があればそれは直すんだと言うけれども、これは今のところ直す計画はないというふうに聞いております。

したがつて、先ほどの、産業競争力会議がある、それから閣法も出てくる、基本計画はそのままで今も生きているんだとすると、これは何が一番優先されるということで私どもは議論をすればいいんでしようか。

○國務大臣(林芳正君) したがいまして、ここに

書いてあることをこの法律に基づいて、法律といふのは食料・農業・農村基本法でございますが、この基本計画を変更するというところが生じた場合には所定の手続等々を取つてこれはやらなければいけないということでありますが、今委員がおつしやつたようなことが、その計画上どういう位置付けであつて、どういうふうなものが必要になるかということは、そのケース・バイ・ケースで判断をきつとしないかなければいけないと、こういうふうに思つております。

○郡司彰君 先ほど吉川副大臣からお答えをいただいた数字は、年度は違いますけれども、そのことについても基本計画にももう少し細かい形で記載がされております。それが先ほどのような形で変わる。全体の農地の面積についても十万ヘクタールぐらい違ひが出てきている。そうすると、この再生エネルギーの関係の法案についても、つまるところは、例えば再生エネルギーにかかる農地というのはどの程度を見込んでいるんですか

というような話になつてくるときに、これは話として整合性が取れないような形になつてくる。私は、その辺のところがはつきりしないと、今後、中間管理機構などはもつとそうでありますけれども、これは議論できないですよというようなことを考へてしまわざるを得ません。そのことについて、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) 本基本計画、これは先ほど申し上げましたように十年間を見通して定めて、こういうことでございますが、この食料・農業・農村をめぐる情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね五年ごとに見直し、所要の変更を行ふと。

この法律には、政府は、第一項の規定により、これは定めるということですが、基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならぬと、こうなつておられますので、先ほど申し上げましたように、いろんな状況の変化によつて、また予算編成等々によつて政策に変化があつてこの基本計画といふも

のについて変更の必要が生じると、こういう場合があれば、この法律に基づいてそういう対応をしていくということは、委員が御指摘のように必要なことであるというふうに考えております。

○郡司彰君 私の思いは、これ、生産現場も、例えば基本計画を作つたならば、政権交代があつても、このことはきちんと五年間はやるんですと。そして、それから後のときには検証を含めてまた変えて、そこでもし政権交代がもし更にあつたとしても、その政権もこの五年間はきちんとやるんですけど、というようなことにならないと、本当にこれまで言われてきたような猫の目農政といふことの繰り返しになつてしまふと。

せつかく、ほかの国ではいろいろな取り方をしていることがありますけれども、アメリカのようによく年法というような形で一定の期間といふものはこれを信じて農政をしていていいんだなどいうことがない、例えば減反の問題も、減反を評価をするというのは大変時間が掛かる、難しいことだと思つています。しかし、結果として、そのことによって日本の農政にかかわりがない形の米作りをした人が四割まで増えたんですよ。だから、もう減反をやつても意味がなくなつていただんでも、そういう意味では、このような形の政権交代による政策の振替といふものがまたまたいつでも起こり得るんだということになると、これは私は、農家の方は国の方を見なくていいと、自分たちで決めてやるしかないんだといふような形になつた戻つていく可能性があるんではないかなというふうに思つてゐるんです。

そこで、今までの議論は取りあえずおいておいて、大臣の方に御提言でござりますけれども、これはどういう形で縛るかはともかく、何かのとく、こういうふうに思います。

○郡司彰君 また、私ども、そのことについても、大臣の方に御提言でござりますけれども、これはどういう形で縛るかはともかく、何かのとく、こういうふうに思います。

○國務大臣(林芳正君) また副大臣から答弁をいたしました年齢の中では、就業人口の平均年齢の推移といふものは、これは今現在も出でております。そして、今まで二年間なら五年間といふものはまずそれをやつてみると、こういうような合意といふものは、私どもが野党になつても与党にもしなることがあります。そこで、今までの議論は取りあえずおいておいて、大臣の方に御提言でござりますけれども、これはどういう形で縛るかはともかく、何かのとく、こういうふうに思います。

○郡司彰君 また、私ども、そのことについても、大臣の方に御提言でござりますけれども、これはどういう形で縛るかはともかく、何かのとく、こういうふうに思います。

先ほど副大臣から答弁をいたしました年齢の中では、就業人口の平均年齢の推移といふものは、これは今現在も出でております。そして、今まで二年間は、ほとんどが一年を経るごとに一歳年を取つてきましたというふうな経過でございましたけれども、ここに来て少し変わつておりますのは、二

十一年から二十二年、三年、四年というのはほとんど変化がなくなつてきています。これは、私は戸別所得補償をやつたからなどと言うつもりはありません。ちょうど時代的にもそのようになつてきていることがあるんです。しかし、今までの戸別所得補償の支払の実績とそれに該当する耕作の面積を見ると、やはり後継者に譲る、それから農地の集約を行うということはこの制度そのものが持つ本質的な部分なんですよ。穏やかに、しかしながら確実に構造の改善が行えるというような仕組みとしてやつたということありますので、そのこともちよつと付言をさせていただきたいなというふうに思います。

時間が少しくなつてきましたから法案の方に入りたいと思いますが、まず、法案の前提として、一年前に法案が提出をされて審議をいただきませんでした。今回、何が加わつたから良くなつたということになつていてるのでしょうか。

○副大臣(吉川貴盛君) 今御指摘をいただきましたように、この法案につきましては、優良農地の確保や発電利益の地域への還元等の観点から懸念がありと、自民党からのそういうような御指摘等々があつたと伺つております。さらには、慎重に検討すべきであるという考え方が示されています。

こうした経緯に鑑みまして、この自民党における議論も踏まえながら改めて検討を行つた結果、これらの懸念が生じないようにするために、新たな法案では、農山漁村における再生可能エネルギー発電の促進につきましては、地域の活力の向上と持続的発展を図ることを旨とするべきこと、さらには、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地等が確保される必要があることという法案の根本的な考え方を基本理念といたしまして明確に規定をしたところでございます。

なお、食料・農業・農村基本計画におきましては、国が講すべき農業の持続的な発展に関する施策の方向性につきまして規定をしておりますけれども、本法案の基本理念は、國のみならず農山漁

村における再生可能エネルギー発電にかかる全との関係者が共有すべき根本的な考え方を明らかにしたものでございます。

○郡司彰君 要するに、基本理念というところが加わつたと、それで、その中には二つのことが書かれているということはこれまでの議論の中でもあつたとおりであります。

一つ目の、地域をこののような形で活力を維持するんだというような部分については、これは改めて書くような内容では私はないんだろうと思うんですよ。これ、先ほど言いました食料・農業・農村基本法のところの二十二条から二十六条ぐらいにずっといつでも書いてあることなんですよ。だ

とすれば、農林水産省の法案にはいつもこれを入るようなることになるんですかというような、こいういうところで議論がされなかつたとすれば、非常に私はおかしなことをやつてきたんではないかな。しかし、その中で一つ抜けています二十七条高齢者をきちんと活用しましようというところが今回の部分では抜けているんですよ。

ということは、産業競争力会議がおっしゃつてあるような文面と合わせると、高齢の方々や中小零細の方々については配慮をしなくていいというようなことがこの基本理念の中にも含まれているんですよ。

○國務大臣(林芳正君) 基本法に基本的な施策の方向ということで書いてあるということをございまますから、全ての政策においてこの視点が基本的な方向性としてあつた上でそれぞれの施策、法案等がある、まずこのことがあると、こういうふうに思つております。

したがつて、委員は大臣もされておられました

のことというふうに前大臣からはお見えになるかもしれませんけれども、あえてそこを加えることによって御懸念がないようにして、なるべく多くにしたるものでございます。

○郡司彰君

要するに、基本理念といふことはこれまでの議論の中でも

あつたとおりであります。

○郡司彰君

要するに、基本理念といふことはこれまでの議論の中でも</

る側のことというのを一般的には難しいといふふうに考えております。

○郡司彰君、終わります。
○委員長(野村哲郎君) 午

とし、休憩いたします。

午後一時開会

○委員長(野村哲郎君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律を二、質疑を行つて、

○小川勝也君 民主党・新緑風会の小川勝也で、
は関する法律案を議題とし 質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

ざいます。今日もお付き合いをいただければと思
います。

再エネ法の審議ということで、前の国会からの
いきさつにつきましては、前の質問者であります
同僚郡司彰委員からもいろいろ指摘がありまし
た。

この「農林漁業の健全な発展と調和のとれた」という冠を付けた法案のタイトルにしたという」ことは、つまり「二つから三つ毎三二ノガ、ミニコ

とは、やはりやめたら再生エネルギーだからといって農地を濫用して造るべきではないという思想の表れだと思います。

そんな中で、少し議論を始める前に前提条件の確認というか、要望、お願いを大臣にさせていた
だきたいと思います。

今回、この法案に直接に関係するキーワードは農地であります。農地にもいろんな区分があります。優良農地、いい農地、あるいはもう厳しい農地、いろいろあるわけです。

もう一点 この後の法律とか、あるいはTPPとか、あるいは戸別所得補償制度の見直しや生産調整の見直し含めて、いろいろと言われている前提条件があります。それは 特に経済界から言わ
れているのは、農業者の平均年齢が上がっていく

ではないか、それから、今言つた農地であると滋賀県と同じ面積の耕作放棄地がある、こういうキーワードであります。果たしてそのなかどうなかといふことをもう少ししかりとしたデータを基に議論を進めた方が、このエネルギーの法律でさえもつと有効な議論ができるのではないかと思うつたがうります。

緯もございますから、人口が今減少している、そして食料に対する需要もいろいろ変わってきていて、こういう中でこれをどうとらえていくのかと、こういうことも併せて見ていく視点というのは委員がおつしやるよううに当然あり得るべきものと、こういうふうに考えております。

午前中、沼田長官から、まさに木質バイオマスを利用した発電がどれだけの雇用をという話もありました。雇用と利潤を農山漁村にどうとどめるのか、これはこれから農林水産省の腕の見せどころだろうというふうに思っているところであります。

（小川勝也君）山田俊男理事からね、やっぱり優良農地に例えば太陽光パネルをばかばかで建てるような自然再生エネルギーの促進はすべきではないという御注意、御指摘もいただいています。共通の認識です。しかし、先ほど私が申し上げましたように、これからはもう優良農地に変えんべくもないその農地は一たび森林に戻すとか、あるいはエネルギーのために転換するとか、そつといった合理的な施策も考える時期に来ているのではないかというふうに思つていろいろあります。

私たちの問題は、力強さをもつたものもあるまいけれども、この雇用と利潤を農山漁村にという観点から、力強い御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣（林芳正君） 本法案の枠組みに基づきまして、この再生可能エネルギー発電を行う場合、まさに今委員も御指摘いただいたように、この発電設備の整備は当然のことながら、これに併せて農林漁業の健全な発展にやはり資する取組を行ふと、これが必要であると考えております。売電収入の一部がこの取組のために使われて地域に還元されるということになるわけでございま

そういった工夫もお願いをしながら、この表題にありますように、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた」という前提で、再生可能エネルギーの促進を進める立場から質問をさせていただきました。午前中の質問でも大事な観点の質疑が行わされました。

まさに三一、一一以降、私たちの国、おのづから

地域の農林漁業者・団体が再生可能エネルギー発電を自ら行う、こういう場合には売電収益そのものが地域に還元されると。まずこれがあるわけですが、さらに、その地域の方でない方が発電設備を整備した場合でも、まず地権者が農業上の再生利用が困難な荒廃農地の有効活用、先ほど冒頭の御議論があつたように、なかなか

エネルギーをどうするのかという議論が大きく沸き上りました。原子力発電に対する政策は様々な政党、個人、考え方があるでしようけれども、自然再生エネルギーの促進という言葉に関していうと、目じらを立てて反対する人はいないわけです。幾つかの前提条件がクリアになれば、再生エネルギーは諸外国と同じように、あるいはドイツやスペインを目標に増やしていくこと

用、先ほど冒頭の御議論があつたように、なかなかもう木も生えて農地に戻すのは難しい、こういうところを有効活用することによつて、今はそういう収入がないところが新たな地代収入が出てくるということ、そしてまた、市町村においては、固定資産税というものも入つてくる。こういうこともございますし、それから地元の企業も、やはり発電事業への関与、例えば設備の整備ですとかメンテナンス、こういうものも出てくることが

いう、そんな思いは大勢だと思います。午前中の質問にもありましたとおり、都会の事業者がしっかりとその利潤を追求するためには資本を盾に農山漁村にパネルを設置してその利益の大部分を都会にもたらす、こういう再生エネルギーは私は芳しくないと思うわけであります。それから、私の認識においては、太陽光や風力よりも、

○小川勝也君 今大臣からは地代と固定資産税というキーワードをいたときましたけれども、あって申し上げるならば、都会が、あるいは都会の事
かメンテナンス、こういうものも出てくることが可能となるということで、こういうことを通じて雇用につながっていくいろんな地域経済への波及効果を期待していきたいと思っております。

業者が農山漁村地域でそういう事業を営む場合
はまさに利益追求が第一義的な要求になるわけで
あります。地域の将来のためにならない事業者が
出ないためにどんな歯止め、工夫を用意しておら
れるのか、重ねて御質問をさせていただきます。
○政府参考人(山下正行君) 本法案におきまし
て、本法案による措置を活用する事業者、これは
地域内の主体であるか否かに問わず、先ほども大
臣から申し上げましたように、再生可能エネル
ギー発電設備の整備と併せて農林漁業の健全な發
展に資する取組を実施する必要があると、こうい
うこととしておりまして、このような取組を通じ
て、再生可能エネルギー発電の利益が地域に還元
することになると考へております。

一方で、地域における所得の向上により農山漁村の活性化に貢献するという観点からは、地域の農林漁業者やその団体といった主体が再生可能エネルギー発電事業に取り組むことが望ましいと考えております。このため、平成二十六年度概算要求におきまして、農林漁業者やその団体が主導する再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまでに必要な様々な手続、取組への支援等に必要な予算を盛り込んでいたところでございます。

本法案による措置に加えまして予算措置も活用して、地域主体の農林漁業者が主体となるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○小川勝也君 私は、この法律に電気の発電ということが書かれているわけであります。当然、冒頭申し上げましたように、三・一、私たちの国は電力をを中心としたエネルギーをどうするのかという大きな局面に立たされているわけであります。しかし、エネルギーは電力に限らないわけでありますので、私は、今回のこの法律が成立した暁にも、電力によらない自然再生エネルギーも農林水産省としてしっかりと取り組んでいただきたいという要望をさせていただきたいと思います。

午前中の幾つかの質問者の質問の中にもありました。私個人の好みも申し上げさせていただく

と、風力発電よりも太陽光パネルの設置よりも、一番大好きなのは木質バイオマスであります。その次に好きなというよりも同等程度好きなのは、家畜ふん尿によるエネルギー供給であります。(これは、言うまでもなく、エネルギーの地産地消であるにもかわらず、雇用をしつかり生み出すということです。比較して想像すると、風力発電にしきるパネルにしろ、設置をした後は、あとは若干のメンテナンスしかないわけであります。最もすばらしいのはまさに木質バイオマスで、木は切つたら植えなきやなりません。運びます、切ります、そして燃焼させるときにはしつかりとその監視員が必要になるわけであります。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。
先生おっしゃるとおり、再生可能エネルギーを熱として利用することは、これは農山漁村の活性化に加え省エネルギーや事業活動に伴うCO₂排出の削減に資するものであり、大変意義あるものと考えております。一方、現時点では、熱の利田合、事業の採算性ですか技術性能面で課題を克服する必要があると考えております。
この熱につきましては、再生可能エネルギー発電と熱供給では導入促進に向けた課題や手法が異なるため本法案では対象とおりませんけれども、例えば、本法案による農林漁業の健全な発展に資する取組の一環として、売電収益を活用して熱の農林業上の利用等の取組を促進すると、こういったことも国の定める基本方針において定めることも検討しておりますので、熱の適切な利用を促してまいりたいと考えております。
○小川勝也君 その苦しい答弁もよく分かるんですが、私は、今のそのキーワードの中のまた売電、この売電に偏るのはいかがなものかと思います。売る前に使うことを考えるのが一番大事。私は、先ほど来申し上げているとおり、一番大事なのは、農山漁村地域に雇用をどう生み出して

いくのか。電気をつくつて売つてしまつたらそれを電力会社においしいところを取られてしまつ、自分がその熱エネルギーあるいは発電により得られた電力エネルギーを利用して六次産業化の取組をして地域の雇用と付加価値を更高めいく、このことを農林水産省こそが指導すべきだと私は訴えたい。いかがでしようか。

○國務大臣（林芳正君）　今の委員のお話を聞いておりまして、最近、最近というか少し前に「里山資本主義」という本を読みましたが、まさに今委員がおっしゃつたように、自分のところであるもののを使って自分のところのエネルギーを、電気にかかるわらず、きちっと供給していく、そういう意味で非常に今の電力のネットワークからある意味

えております。

○小川勝也君 前回きにお取組をお願いをしたい

というふうに思います。

第一希望、第二希望いろいろあるわけでありますけれども、まあ第三か第四が分かりませんけれども、個人的な好みを申し上げました。

風力発電やいわゆる太陽光パネルで得られた電力エネルギーもその農山漁村地域で工夫して使います。例えば動力ですと、今、流行していくと思いまして、昔は粉にするために動力が必要でありますけれども、これは農水車などで使われてましたけれども、これは農山漁村地域にあるエネルギー動力を利用して米粉を作る、あるいは菜種を搾る、全てエネルギーは地産地消が可能なわけでありますので、付加価値と雇用を地域にもたらすべく、なるべくその恩恵を他地域に渡さないよう努力に努力を重ねるのがこのエネルギー利用の最も大事なポイントだと思います。

改めて、熱に限らず電力を含めて、地産地消、

六次産業化雇用、付加価値、これは大臣からの御答弁もありましたとおり、施設に対する熱供給も使えるわけであります。それから、全ての工場は電力が必要でありますので、まんじゅう工場もお菓子工場もあるいは野菜の乾燥工場も全てエネルギーを消費するわけでありますので、今回のこの自然再生エネルギーの法律ができた暁には、まさに六次産業化と相まって農山漁村地域が発展するように異なる御指導をお願いをしたいと思いますが、もう一言お願いします。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど局長からも答弁いたしましたように、この法律の中でも健全な農林漁業の発展に資する取組の一つとして売電収益の活用とすることも申し上げましたけれども、この法案に基づくそういう措置や、先ほど申し上げました局長の施策も総動員しながら、地域でなるべく回っていく、こういう姿を目指すことによって農山漁村が活性化していくと、これを目指してい

きたいと思っております。

○小川勝也君 ありがとうございます。

私は、この法律、まさに与党のときから審議をしてようと思つて待ち構えていましたけれども、私の右手におられる方々の御協力がなかなか得られなくて本日まで来るわけでありますけれども、どうぞ応援したいと思ってこの法律を眺めていたかと。被災地の中には、まさに食料たる農産物を生産するに適さない農地が出てきてしまいました。

先日も南相馬地域に視察に行つてまいりました。いろんな農作物はできます。米も野菜もできます。それからもととと言うと、消費者の懸念がなましい、いわゆる施設の中で農産物を作るということも可能であります。しかし、風評というものはそれほど優しくないという厳しい現実にも接してまいりました。しかば、エネルギーをつくる作物を農地で作つていただいた方が、これはみんなウインになるのではないかと、こんなふうに思つているところであります。

このことについてお伺いをしたいわけであります。

○小川勝也君 これは私はほとんど知つていて聞

いているんですけども、八千ベクレル以下のもの

は法律でどこの焼却炉で焼いてもいいことに

なつてます。ところが、じゃ、山田さんの家の隣のあそこで焼きましょうといったときには、山田さんはええっと言います。じゃ、郡司さんの家の隣で焼きましょうかといふと、郡司さんはいいえと言います。ということは、なかなか焼けないままずっと残つてゐるんですよ。それと、除染しますね。フレコンに入れます。それは、じゃ、どこに持つていきますか。動かす場所がないんです。

○政府参考人(梶原成元君) 今先生御指摘のバーカにつきましては、これまでのところ一千キログラム当たり八千ベクレル以上を超えるものは確認をされておりませんで、八千ベクレル以下のバーカにつきましては、廃棄物処理法に基づきまして従前の同様の処理方法により処理が可能だというこ

とにしております。

○国務大臣(林芳正君) 今先生御指摘のバーカにつきましては、廃棄物処理法に基づきまして従前の同様の処理方法により処理が可能だというこ

とにしております。

私は、どこかでつらい判断を林大臣を始めとする内閣の皆さんのが決めて、方針を、そして一日も早く福島の皆さんのが、いわゆる被災地の皆さんのが再び笑顔で業を進められるようにつらいハードルを乗り越えてもらいたい。林大臣も全部御案内だと思ひます。大臣の決意を、一端をお伺いしたいと

んでいるところです」といいます。

福島県の廃棄物、特に八千ベクレルを超えるものにつきましては、指定廃棄物ということで国が処理することとしておりまして、現在、仮設の施設等を設置しまして、集約的に減容化の処理を行つて、方針で関係市町村と調整を進めているところでございます。その中で、可能な範囲で八千ベクレルを下回る、以下の農林系の廃棄物につきましても処理を進めていくということで進めているところでございます。

例えば、一つの例を申し上げますと、飯館村におきましては、村内で発生します廃棄物に加えまして、周辺の六市町の農林業系廃棄物等を処理する焼却設備を、仮設焼却炉を整備することで地元の理解を賜りまして、現在事業の発注を進めているというところでございます。

いずれにいたしましても、福島県あるいは関係の市町村等と連携をいたしまして、住民の方々の御理解を賜りながら農林業系の処理を推進してまいりたいというふうに考えております。

○小川勝也君 これは私はほとんど知つていて聞

いているんですけども、八千ベクレル以下のもの

は法律でどこの焼却炉で焼いてもいいことに

なつてます。ところが、じゃ、山田さんの家の隣のあそこで焼きましょうといったときには、山田さんはええっと言います。じゃ、郡司さんの家の隣で焼きましょうかといふと、郡司さんはいいえと言います。ということは、なかなか焼けないままずっと残つてゐるんですよ。それと、除染しますね。フレコンに入れます。それは、じゃ、どこに持つていきますか。動かす場所がないんです。

○小川勝也君 そんな中で、大変言いにくい話もあるんですねけれども、被災地の方々の中には、いわゆる補償金を手にされておられる方もいます。

補償金を手にして仕事を奪われている方が、やはり一番楽しいのは、やっぱり自分の仕事をして、汗をかいて、夜一杯飲んだり、休みの時間に遊びに行つたり、これが一番楽しいわけであります。

仕事を奪われて、生産的な仕事に就いていない中で遊んだり晩酌をしても楽しもないわけであります。ですので、なるべく社会に貢献をしていただ

く事業にいち早く復帰をしていただくように、農林水産省としても最大限のメニューを提供して現地に寄り添つてもらいたい。

そんな中で、ここで申し上げるいわゆるところ

しっかりと責任を持つて、つらいことも言いながら、つらいハードルも越えながら一日も早く進めいかなければならぬといふことを共通認識にしたいんです。放射性物質に汚染されたものを県外に持つていくなど、その早期処理に取り組

私は、どこかでつらい判断を林大臣を始めとする内閣の皆さんのが決めて、方針を、そして一日も早く福島の皆さんのが、いわゆる被災地の皆さんのが再び笑顔で業を進められるようにつらいハードルを乗り越えてもらいたい。林大臣も全部御案内だと思ひます。大臣の決意を、一端をお伺いしたいと

けであります。発電になるのか発電にならないエネルギーになるのかは別にして、様々な実験作物や自薦他薦含めて提案がたまつてきているはずであります。全てが成功するとは私も信じております。せんけれども、いろんなアイテムを試してみて、それぞれの地域のためにどんな役割を果たしているのか、私は税金の使い道の中にそういういた費用は許されると確信をする次第であります。

いわゆる除染の進捗が途中の農地においてエネルギー作物を促進するという観点から、農林水産省の取組と決意について御答弁をいただきたいと思います。

○大臣政務官(横山信一君) 福島県における非食用のエネルギー作物についての考え方でございます

が、昨年十一月、福島県が、外部有識者等によりまして、福島県バイオマス活用検討委員会という

のを設置をいたしました。ここでは、避難指示区域における農地を活用した資源作物の生産及びエネ

ルギー化の実用可能性について、技術、採算等の面から調査検討を重ねているところでございま

す。この委員会におきまして、事業採算性、放射性物質の影響により活用方法が制限されている残

渣の処理、プラント整備に対する住民の理解等の様々な課題があり、現時点において対象地域での

実用可能性は低いという議論が行われていると承知をしております。

一方、福島県の農業者の方々は、事故前と同じ様、食用作物を作りたいという、そういう気持ちを持っています。大勢いらっしゃいますので、これにこたえていくことも重要というふうに考えております。

食用作物の生産につきましては、これまでの試験栽培等の結果によれば、除染が完了した地域に

おいては、カリ肥料の施用等による放射性セシウムの吸収抑制対策を徹底すれば基準値を下回る米

を生産することは十分可能ということが分かっておりますので、除染や対策の実施によって安全な作物は生産可能というふうになつていているところでござります。

○小川勝也君 福島県における非食用のエネルギー作物についての考え方でございます。

が、昨年十一月、福島県が、外部有識者等によりまして、福島県バイオマス活用検討委員会という

のを設置をいたしました。ここでは、避難指示区域

における農地を活用した資源作物の生産及びエネルギー化の実用可能性について、技術、採算等の面から調査検討を重ねているところでございま

す。この委員会におきまして、事業採算性、放射性物質の影響により活用方法が制限されている残

渣の処理、プラント整備に対する住民の理解等の

様々な課題があり、現時点において対象地域での

実用可能性は低いという議論が行われていると承知をしております。

一方、福島県の農業者の方々は、事故前と同じ様、食用作物を作りたいという、そういう気持ちを持っています。大勢いらっしゃいますので、これにこたえていくことも重要というふうに考えております。

食用作物の生産につきましては、これまでの試験栽培等の結果によれば、除染が完了した地域に

おいては、カリ肥料の施用等による放射性セシウムの吸収抑制対策を徹底すれば基準値を下回る米

を生産することは十分可能ということが分かっておりますので、除染や対策の実施によって安全な作物は生産可能というふうになつているところでござります。

○小川勝也君 この際ですので、私の印象は、久

しづりに福島にもお邪魔をさせていただいて、やはり除染が大変遅れているなということ、見え

ざる敵と戦うこの作業というのが本当に大変だな

とお話を伺つてまいりました。農林水産省は基準値以下だから米を作りなさいというふうに押し付けているところです。

○小川勝也君 これは、私は現地に行って現地の方にお話を伺つてまいりました。

農林水産省は基準値以下だから米を作りなさいといふふうに押し付けているところです。

しかし、風評というのは大変大きく強い敵であ

りまして、福島県内の方でさえ、福島県内の農産物に対しても、という思いもあるようあります。

域から、例えば菜種を作つてエネルギーにした

い、こんな要望が来ているはずであります。それは様々な検討を加えられているようでありますけれども、いわゆる食用の農産物を作つてつらい思

いをしたくなかったという方々の思いもしっかり耳を傾けていただければというふうに思つてゐるところです。

菜種のほかにもいろいろと可能性のある作物があるというふうに聞いておりますので、まげてここで、また委員会で再度お願いをさせていただきま

すので、様々な可能性について御検討いただきま

す。このままでは、なかなか進めないかもしれません。

○國務大臣(林芳正君) いろいろな可能性をや

りきちつと検討して、そして被災地の皆様が、先

ほど先生が冒頭でおつしやつたように、働く力に

一杯やるとかそういうことではなくて、しっかりとやることを見付けて、その上で復旧が復興につながっていく、このことが非常に大事だと、こう

ながつていく、いうふうに思つておりますので、そういう被災者の気持ちに寄り添つていけるような対応を我々も取つてきたいと、こういうふうに考えております。

周辺の市町村につきましてはそれよりは進捗

している状況でございますが、福島県内につきまし

ては他県に比べますとやはり厳しい状況がござい

ます。これにつきましては、市町村の除染につい

て我々は技術的な援助、特にまた財政的な裏打ち

をするという立場でございますので、これも地元

という思いを新たにしたところであります。

野党でありますので、何やつてているんだというふうに言つてもいいわけありますけれども、これが誰がやつても大変なのは承知しているわけであります。

必要な作業を合理的な手法でしつかり進め、無駄なことは途中で批判されてもやめ

る、これが大事なことだらうというふうに思いま

す。

○小川勝也君 途中でも申し上げましたけれども、これが誰もやつたことのない作業ですし、知りません。

連携をいたしまして、復興につながる除染とい

ういるところです。

な農作物が生産可能であることを地域で実証するなど、安心して作物の作付けの再開に取り組んでいただけるよう農林水産省としては支援をして

いるというところでございます。

除染後の農地での作付け実証などを進め、安全な農作物が生産可能であることを地域で実証するなど、安心して作物の作付けの再開に取り組んでいただけるよう農林水産省としては支援をして

いるというところです。

員立法で作つていただいたものでございました、

これに沿つて避難指示の解除ができるよう、また復興につながるよううにということで進めております。

放射性物質汚染対処特措法、これは超党派の議員立法で作つていただいたものでございました、ねをいただきました。

除染全般の進捗と今後について、担当者来て

たらお答えをいただければと思います。

○政府参考人(小林正明君) 除染についてのお尋ねをいただきました。

除染全般の進捗と今後について、担当者来てたらお答えをいただければと思います。

除染についてお尋ねをいただきました。

員立法で作つていただいたものでございました、これに沿つて避難指示の解除ができるよう、また復興につながるよううにということで進めております。

放射性物質汚染対処特措法、これは超党派の議員立法で作つていただいたものでございました、ねをいただきました。

除染全般の進捗と今後について、担当者来てたらお答えをいただければと思います。

除染についてお尋ねをいただきました。

員立法で作つていただいたものでございました、これに沿つて避難指示の解除ができるよう、また復興につながるよううに-urlencoded

ことのないかといふふうに思つておりますので、そういう被災者の気持ちに寄り添つていけるよううに考えております。

周辺の市町村につきましてはそれよりは進捗

している状況でございますが、福島県内につきまし

ては他県に比べますとやはり厳しい状況がござい

ます。これにつきましては、市町村の除染につい

て我々は技術的な援助、特にまた財政的な裏打ち

をするという立場でございますので、これも地元

としつかり連携を組んでやつてまいりたいと思

います。

是非、農林水産省あるいはほかの事業省厅とも連携をいたしまして、復興につながる除染とい

うことを心掛けてやつてまいりたいと思っておりま

す。

○小川勝也君 途中でも申し上げましたけれども、これが誰もやつたことのない作業ですし、知

見の少ない中で取り組んだ話であります。途中で、この方法は効率がないぞ、あるいはこの作業は効率が悪いぞということは改めていただいても

見えない中で取り組んだ話であります。途中で、この方法は効率がないぞ、あるいはこの作業は効率が悪いぞということは改めていただいても

見えない中で取り組んだ話であります。

○副大臣(吉川貴盛君) 小川委員が二番目に大好

きだと言われる家畜のふん尿の関係でありますけれども、少し丁寧にお答えをさせていただいてよ

ります。

このいわゆる自然再生エネルギーの中において

の家畜ふん尿による発電、現在までの取組状況と今後の見通しについて御答弁をいただきます。

このいわゆる自然再生エネルギーの中において

の家畜ふん尿による発電、現在までの取組状況と今後の見通しについて御答弁をいただきます

ろしゅうござりますでしようか。

この家畜排せつ物を利用したバイオガス発電を推進することは、畜産農家の経営安定に資するとともに、エネルギー源としての有効活用の面からも極めて重要な取組と認識をいたしております。このために、従来より、必要な予算措置を講ずること等によりまして、家畜排せつ物を利用したこと等によりまして、家畜排せつ物を利用したバイオガス発電を推進してきましたところでもあります。

御指摘にありましたように、北海道では、十勝バイオマス産業都市構想というものが既に構想が進められているところでもございます。一方で、この家畜排せつ物の利用に当たって、発電事業の採算性の確保のための効率的な収集で、とか連搬体制の確立、さらに地域住民に対する臭気あるいは排水など環境面での配慮が課題になりますことから、地域の関係者間の調整や最適な発電事業用地の確保を行うことが最も必要なこととなってくるだらうと思います。もう御承知のことなりのことではありますけれども。

このような課題に対しまして、本法案の枠組みを活用した場合には、発電事業を行う者、家畜排せつ物の供給や収集、運搬を行なう者、地域住民の代表者等が協議会の構成員として参画することによって、関係者間で円滑な合意形成が私は可能になると考えております。

さらに、市町村が基本計画を作成をして再生可能エネルギー発電整備の促進をする区域を設定することによりまして、発電事業用地として活用可能な候補地があらかじめ明らかとなつて、適切な立地の検討に資することになるのではないかと思ひます。

御指摘をいただきましたように、この家畜排せつ物を利用したバイオガス発電の導入を更に促進をしてまいりたいと思いますので、今後とも御指導のほどをよろしくお願いいたします。

○小川勝也君 困難を乗り越える知恵を農林水産省に出していただきますようにしつかりお願ひをさせました、小水力発電は水利権との調整が大変厳し

いものがあると承知をしておりますが、水をいただくのではなく借りるということで考えると交渉の余地があるうかと思います。農林水産大臣としても、国土交通大臣としつかり闘つて水利権を勝ち取つていただきたいという要望も併せて発言させていただいて、質問を終わらせていただきます。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

まず初めに申し上げますが、本法案については、農山漁村に豊富に眠る再生可能エネルギーを活用し、エネルギー供給源の多様化に貢献しながら、同時に農山漁村の活性化を図るということなりますことから、地域の関係者間の調整や最適な発電事業用地の確保を行うことが最も必要なこととなってくるだらうと思います。もう御承知のことなりのことではありますけれども。

このように再生可能エネルギー導入することの経済効果についてお尋ねを申し上げます。

私は、これまでいろいろなところでメガソーラー発電所の設置現場を見てまいりました。環境

にも優しくて大変すばらしいわけでありますけれども、同時に、この太陽光発電最大の問題はその

地域に対する経済効果がほとんど見込めないといふことでござります。メンテナンスもほぼ不要、

下草取りと保守管理を少々やるだけで基本的にはいいということでありまして、基本的に雇用を生み出しません。

太陽光以外については余り存じ上げないわけではありませんけれども、この再生可能エネルギーを地域に持つてくるだけでは地域の活性化を使うのは難しいと、こういう声を伺つております。そうした中で、今御答弁いただいたような、じゃ具体的に、そこで得た、太陽光発電したことによつて、それをどう地域の活性化に使つておられます。そういうふうに認識をしております。

○国務大臣(林芳正君) この法案の枠組みに基づきまして再生可能エネルギー発電を行う場合は、設備の整備がまず行われるわけですが、これに併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を行なうことが必要でございまして、売電収入の一部がこの

取組のために使われて地域に還元されることになります。

また、その設置の主体ですね、これが地域の農林漁業者・団体の場合は売電収益そのものがありますが、さらに、地域の外から来られた方が設備を整備した場合でも、地権者に、特にこの設備は再生利用困難な荒廃農地、したがつて今収入を生み出していくところにこれを整備する、こういうことになりますので、新たにここから地代収入が入つてくると、それから市町村には固定資産税にかかる税収の増加が見込まれると。それから、余りながら、太陽光パネルの場合はないのではないかといふお話もありましたが、設備の整備そのもの、工事も出てくると思いますし、それからメンテナンス等々に携わることが可能となつて雇用の創出につなげていくのか、その取組についてお伺いするとともに、障害となり得る点を議論させていただければと思います。

初めに、再生可能エネルギー導入することの経済効果についてお尋ねを申し上げます。

私は、これまでいろいろなところでメガソーラー発電所の設置現場を見てまいりました。環境にも優しくて大変すばらしいわけでありますけれども、同時に、この太陽光発電最大の問題はその地域に対する経済効果がほとんど見込めないといふことでござります。メンテナンスもほぼ不要、

下草取りと保守管理を少々やるだけで基本的にはいいということでありまして、基本的に雇用を生み出しません。

太陽光以外については余り存じ上げないわけではありませんけれども、この再生可能エネルギーを地域に持つてくるだけでは地域の活性化を使うのは難しいと、こういう声を伺つております。そういうふうに認識をしております。

○平木大作君 ありがとうございます。

発電事業者というのは、基本的にはこの電力の高さを買取り価格に引かれて、そして自らの投資収益率を高くすることを使命として事業を行つてゐるわけありますので、今御答弁いただいたような、直売所につなげる、六次産業化の取組をすこしも、この施策が大変大事であるというふうに認識をしております。

○国務大臣(林芳正君) この法案の枠組みに基づきまして再生可能エネルギー発電を行う場合は、設備の整備がまず行われるわけですが、これに併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を行なうことが必要でございまして、売電収入の一部がこの

活性化の連携が規定されるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○大臣政務官(横山信一君) どのようなことを考えられるのかという御質問でございますので、法案の第七条の二項に則して四つ具体的な例を申し上げます。

一つは、農林地の農林漁業上の効率的かつ総合的利用の確保というこの点に関して申し上げま

すと、売電収益の一部を支出して周辺の農地整備、例えば作業道等の整備ができるということであります。それから、二つ目として、農林漁業関連施設の整備というこの具体的な例をいたします

は、地元の農林水産物やその加工品等を販売する直売所の整備、運営ということが考えられます。

また、三つ目として、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進の具体例といたしましては、例えば木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用の間伐材を買い取る、そしてまた発電に活用すると、こうした取組が考えられます。四つ目として、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進というこの具体的な例といたしましては、畜産業者から家畜排せつ物を引き取つてバイオマス発電を実施するとか、あるいは発電事業者が費用を負担して消化液や残渣から堆肥を製造して販売するとか、こうしたことが考えられるということです。

○平木大作君 ありがとうございます。

発電事業者といふのは、基本的にはこの電力の高さを買取り価格に引かれて、そして自らの投資収益率を高くすることを使命として事業を行つてゐるわけありますので、今御答弁いただいたような、直売所につなげる、六次産業化の取組をすこしも、この施策が大変大事であるというふうに認識をしております。

この法案の要点の一つは、これまで都道府県知事や農林水産大臣などから一々取つておったこの許可について、市町村においてワンストップで同意

<p>取り付けることができ、発電事業を進めることができます。つまり、事業者にとっては大幅な手続の簡素化が図られるわけでありますけれども、そこで心配されますのが、先ほど来て出てきておりま、限なく貴重な農林地が発電に転用されていつてしまうのではないかと申します。</p> <p>○政府参考人(山下正行君) この法案で、委員御指摘のように、際限なく農林地が転用されるのではないかと申します。</p> <p>○平木大作君 ありがとうございます。</p> <p>手続の簡素化を図る一方で、農地などの転用のハードルを下げる趣旨のものではないと、この点を確認をさせていただきました。</p> <p>本法案は、農地法、森林法あるいは海岸法などで保全されたある一定区域を発電のために転用する場合について規定しているわけでありますけれども、この一方で、皆様御存じのとおり、脚の長い支柱を立ててその上で太陽光パネルで発電をしながら下部の農地はそのまま営農を継続する、いわゆるソーラーシェアリングと呼ばれる方式がもう既に始まっています。</p> <p>営農と発電を両立させるという意味では大変すばらしい取組であるわけでありますけれども、この一方で、支柱の基礎部分だけ一時転用すると、こういった柱組みのために、三年ごとにこの許可を取り直したり、あるいはこの下部で営農している既に始まっています。</p> <p>本制度、本法案成立後も、面として農地を転用することなく営農と再生エネルギー発電を両立していくけるこの方式は引き続き推奨していくべきだと考えております。将来的にこの手続の簡素化などを御検討いただけるのかどうか、お答えいただけますでしょうか。</p> <p>○政府参考人(實重重実君) 農地に支柱を立てましては、その支柱の上に太陽光パネルなどを設置をいたしまして発電を行うタイプの施設が開発され、かなり実用化されてきております。これについては、農地法に基づく、今委員御指摘のとおり、一時転用許可、これを行うことができるということを本年の三月三十一日付けで通知文書を發</p>	<p>するというような形になつております。それから二つ目に、一時転用許可を行うに当たりまして、その農地や周りの農地の営農に支障を及ぼすおそれがないかどうか、これを確認させていただきまして、それから、一時転用の許可の後、毎年一回報告を受けまして、営農に支障が生じていないことを確認させていただきながら設置を認めていくと</p>
<p>いうようなことにしているところであります。これは、三月末に通知を出しましてまだ間もないところでございまして、今、全国各地で事例が出てきておりますが、まずは制度の周知を図りまして、優良事例、やはり営農もできる、発電もできるというところでござりますので優良事案などと定着あるいは普及ということに努めたいと思います。</p> <p>発電と営農の双方が適切に行われるような事例につきましては、やはりこれは迅速に許可対応などをしていく必要があると思うわけでござりますが、相談があつた場合には必要な情報提供などを積極的に行ったり、いろいろな形で指導をさせていただいたらしながら、事務処理の迅速化に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>○平木大作君 ありがとうございます。</p> <p>是非とも利用者が使いやすい制度に次改善の方をお願いしたいというふうに考えております。</p> <p>○政府参考人(實重重実君) 次の質問に移させていただきます。</p> <p>現在、農林漁業の発展、農林漁村の活性化を考える上で忘れてはならないのは、福島を始めとする原発事故による汚染及び風評被害に苦しむ被災地の方たちでございます。</p> <p>そこで、お伺いしたいのですが、原発事故の影響で今現在も農林漁業の再開のめどが立つていな</p>	<p>い地域、ちょっと定義が難しいかとは思うんですけれども、今現在どのくらいあるのでしょうか。農地の面積ですかとか漁港の数ですか、そういうふた分かる範囲で結構ですので、具体的にお答えをお願いいたします。</p>
<p>○大臣政務官(横山信一君) お答えいたします。</p> <p>東日本大震災の発生からこれまでの間に取り組んだことにより、約六割の津波被災農地で営農が再開可能な状態になつております。また、八割の漁港において全部又は部分的に陸揚げ岸壁機能が回復をしております。おおむね計画どおりに復旧が進んでいるところでございます。</p> <p>一方、福島県におきましては、避難指示区域内に津波被災農地が約二千ヘクタール、森林が約八万ヘクタール含まれております。そのうち立入り等が制限されている帰還困難区域や居住制限区域については、当面営農活動等ができない状況でございます。これらの農地及び森林につきましては、今後の避難指示解除等の見直し等を踏まえ、復旧、営農再開等に向けた対応を進めてまいります。</p> <p>なお、福島県内の避難指示区域にあつた二漁港、二つの漁港につきましては、本年四月に避難指示解除準備区域に再編されたことを受け、復旧作業に着手をいたしました。</p> <p>今後とも、地域の皆様と話し合いながら農林水産業の一日も早い復旧復興に全力で取り組んでいくこととしており、現時点で営業再開が困難な地域がどの程度あるかについてお示しすることは難しい状況にございます。</p> <p>○平木大作君 ありがとうございます。</p> <p>先ほど 小川先生の質問の中でも被災地について触れていただいたわけでござりますけれども、私も先日、宮城県南西部の福島県とのちょうど県境にある七ヶ宿町に行ってまいりました。ここは避難指示区域であつたわけではないわけですが、どちら、この町で今最大の懸案事項というのが汚染されてしまつた町営の放牧場の取扱いがございました。ここは元々国費も入れて整備した放牧場であ</p>	<p>れども、今現在も農林漁業の再開のめどが立つていな</p>

りましたけれども、高齢化の中で周辺の畜産農家、十二戸にまで減少してしまいました。そのうち、次の扱い手が確保されているのは四戸のみ。こうしたさなかに東日本大震災の被災によりまして放牧場が汚染されてしまいました。この二年間は全く使用されておりません。

利用する畜産農家が減少して経営的に苦しいといふのは、全国どこでも共通して抱える課題ではございます。しかしながら、被災地がより大変なのは、こうした課題に加えて、汚染の風評被害などによって将来の扱い手の育成やあるいは新規参入を呼び込むと、こういった点で大きなハンディキャップを抱えている点でございます。

この汚染と風評が原因で人口の流出が加速してしまった被災地の思いとして、たとえ除染したとしても風評が心配で農業が再開できるか分からぬ、であるならば一刻も早く発電のために転用して地域活性化のために使いたい、このような声を伺つてまいりました。

もとより、本法案は、趣旨としては優良な農地をしっかりと保全する、そして売電収益を使って農漁村の振興を図るということでございます。しかししながら、震災から間もなく三年がたち、被災地がコミュニティとしての生き残りを懸けた現在、個々の被災地の状況をしんしゃくして、例え第一種農地、そういったところについても、転用に関しても場合によっては例外的な判断もある得るのではないか。

この点、是非、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(林芳正君) 放射性物質に汚染された農地につきましては、先ほどもやり取りさせていただきましたけれども、政府全体として除染に取り組んでいるということで、基本的には除染して農地として利用していくと、これがスタンスであります。

他方で、やはり原発事故で放射性物質に汚染された農地については、土地利用の制約がどうしても出てくるということでおざいまして、今回、原

発事故で避難指示のあつた福島県の市町村の地域

について、復興整備計画によつて復興に必要な事業が行われる場合は、第一種農地、これは原則転用はできないと、こういうふうになつておりますが、この第一種農地であつても転用できるように措置をしたいと考えまして、所要の手続を進めておるところでございます。十一月十三日にパブリックコメントを開始をすると、こういうことでございまして、そういうことで手続を進めていきます。

先ほど、農地に支柱を立てるものについても御答弁させていただいたところでございますが、こういうものの制度、それから今から取り組む例外的な第一種農地の転用の制度、それから今の本法案の仕組みと、こういうものを活用していくに当たっては、やはり個別具体的にどれに当てはまるか、どういう調整が必要かと、これもあると思いまますので、農林水産省からも担当官を現地に派遣する等々で、しっかりとこういう調整も支援してまいりたいと考えております。

○平木大作君 ありがとうございます。

そういう形で被災地の現場に寄り添つた形のきめ細かな対応、今してくださつていていうようなお話をいただきました。

先ほど来ありました避難指示のあつたところ、例え第一種農地、そういったところについても、転用に関しても場合は例外的な判断もある得るのではないか。

この点、是非、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(林芳正君) 放射性物質に汚染された農地につきましては、先ほどもやり取りさせていたきましたけれども、政府全体として除染に取り組んでいるということで、これがスタンスであります。

他方で、やはり原発事故で放射性物質に汚染された農地については、土地利用の制約がどうしても出てくるということでおざいまして、今回、原

可能エネルギーに限つて議論した場合でも、例えば各発電の方式ですかコスト、そういうたるもの

の特性の違いから考えて、この再生可能エネルギーの中のベストミックス、このような考え方もあつてかかるべきだと思っておりますが、現状どうぞうとらえられておりますでしょうか。答弁をお願いいたします。

○政府参考人(木村陽一君) お答えいたします。

まず、再生可能エネルギーは、その重要性に鑑みまして、政府といたしましては今後三年程度の間で最大限再生可能エネルギーの普及を加速することとしております。そのためには、やはりまず

固定価格取り制度の着実かつ安定的な運用が

重要だと考えてございます。

現在、固定価格買取り制度導入後の設備導入状況を見ますと、容量ベースで再生可能エネルギーの九割以上が太陽光ということは事実でございますので、農林水産省からも担当官を現地に派遣する等々で、しっかりとこういう調整も支援してまいりたいと考えております。

○平木大作君 ありがとうございます。

そういう形で被災地の現場に寄り添つた形のきめ細かな対応、今してくださつていていうようなお話をいただきました。

先ほど来ありました避難指示のあつたところ、例え第一種農地、そういったところについても、転用に関しても場合は例外的な判断もある得るのではないか。

この点、是非、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(林芳正君) 放射性物質に汚染された農地につきましては、先ほどもやり取りさせていたきましたけれども、政府全体として除染に取り組んでいるということで、これがスタンスであります。

この点、是非、大臣のお考えをお聞かせください。

今答弁の中でも少し触れていただきました。こ

うしたエネルギー供給源の多様化に資する取組の中で今ボトルネックの一つと言われておりますのが電力系統、送電網のキャパシティーが小さく、せつかく発電しても容量不足を理由に接続を拒否されてしまうと、このような懸念がございます。

この点について、現状の認識と強化策について御答弁いただけますでしょうか。

○政府参考人(木村陽一君) 御指摘のとおりでございます。再生可能エネルギーの普及には送電網の充実は必要なことは、もう申すまでもないことでございます。

特に、再生可能エネルギーの中でも相対的にコ

ストが低く大規模に展開することが可能でございます。

風力発電の開発が今後再生可能エネルギー導入の拡大の鍵になるわけでございますけれども、我が国では、風況が良く大規模な風車の立地が可能な場所、これが北海道あるいは東北の一部に限られているということで、やはりこうした適地は人口が少ないために元々強い送電網が引かれていないと、いうことはございます。したがいまして、そういう整備が大規模な風力開発のためには必要になつてまいります。

したがいまして、経済産業省といたしまして

は、こうした最適地が限られる風力発電のためには、その強化に向けまして、地域内の送電網の整備あるいは実証に対して予算措置を講じましてその強化に取り組んでいるところでございます。

あわせまして、北海道一本州間の連系設備、北

本連系設備につきまして、現行六十万キロワットしかございませんけれども、これに加えまし

て、二〇一九年三月までに北海道電力が三十万キロワットを増強するということを決定してございました。現在、その着工準備が進められておりまして、これも再生可能エネルギーの導入拡大に資するものと考えてございます。

あわせまして、再生可能エネルギーのやはり出力変動が系統に影響を及ぼすわけでございますけれども、これを吸収するために、例えば電力会社

なかつたこの辺りの法律に対してもやつとメスが入つたのかなと、我が立場としてはそんな形で見てるわけあります。そういう意味で非常に歓迎するべきところは多いんですが、やっぱり中身を見てみますと、幾つか問題もあるだろうと思います。

まず、この再生可能エネルギー発電の特に事業者側に対してですね。これは先ほど平木委員の方からも少しあつたんすけれども、やはり収支のバランスを見て参入してきますので、余り過度に農林漁村の関係者が干渉したり負担を求めるなりまして、その辺も本件ひとつと払拭していきたい、こういうふうに思うわけであります。

そういうふうに思つた意味で、この法案、とにかく推進をして一つでも効果を出さなければ、単に農地法等他の法律がワンストップでできて、解決できよかつたねということになつちやいますので、まずこの法案の背景にあるところとして、この再生可能エネルギーの発電がどれぐらい推進される見込んでいるのか。幾つかこれ他の委員の方の質問でもあつて重なるところもあると思うんですが、私の方はできるだけスケジュール感と、いうんですか、何年でどれぐらいのものを目指しているのか、やっぱりそれを最初に考えて、実現できて初めてこの立法措置の成功というか具体性が見えますと、その辺から質問させていただけたらと思います。

○國務大臣(林芳正君) 委員がおつしやつていただいたように、農山漁村には土地、水、バイオマス、委員はバイオマス派だと、こういうことでございましたが、こういう資源が豊富に存在しております。具体的にどの程度のボテンシャルがあるかと、いうことは様々な試算があり得ると、こういうふうに思いますが、一つの試算として、農業上の再

生利用困難な荒廃農地、これを対象にするわけですが、これ全てが活用の対象となり得るということは、なかなかそうならないかもしませんけれども、仮に農業上の再生利用が困難な荒廃農地十万ヘクタール全てに太陽光発電設備を設置した場合ということですが、これは二十三年度の我が国の総発電量の9%に当たる八百二十億キロワットアワーの発電量が見込まれると、これは試算でございます。

それから、人気の高いバイオマスでございますが、バイオマスについては、仮に未利用地伐材の年間発生量二千万立米を全て木質バイオマス発電に活用した場合、これは年間で七十億キロワットアワーの発電量が見込まれるということでございます。

また、農業用の水利施設を活用した中小水力発電についても、流量等から年間八億九千万キロワットアワーの発電ボテンシャルが見込まれるところ、こういう試算が出ております。

この法案見ていただければ分かるように、どれをどれぐらいということがこの法案によって規定されるということではなくて、それぞれの地域の資源の状況等々を踏まえた発電事業者の判断等にもよつてくるということでございますので、今のボテンシャルがどこでどれぐらい実際になっていくのかということを見込むのは大変難しいところでございますけれども、この法案によりまして、委員からも冒頭ありましたように、発電のボテンシャルというのをできるだけ引き出してまいりました

といふことです。このことはもう一度、何人かのちょっと議員も聞いておりましたけれども、確認させていただければと思つております。

○山田太郎君 もうちょっと本来具体的な答弁をいただきたかったんですけど、これはまたやつくりやつときたいと思います。
さて、もう一つ、ちょっとこれは我が党内でもぬということだけで進めれば、当然効果としてどうぞくら見込めるのかということになつてしまふのかなというふうに思つております。
そのモデルを、ここで農水省を始めとして他の省庁、多分経産省さんなんかも含めて、国土交通省さんも含めて議論することによって、もう一つ日本の過疎の問題も取り上げられることができるのではないかと、こんなふうにも思つているわけですが、これをやることによってどんなモデル、イメージを塞は今回持つていらっしゃるのか、それによつて雇用とか所得がどれぐらい結び付いていくのか、このことはもう一度、何人かのちょっと議員も聞いておりましたけれども、確認させていただければと思つております。

○大臣政務官(横山信一君) 健全な発展についてのイメージという御質問でございますので、お答えをいたします。

農山漁村におきまして、農林地等の農林漁業上の問題点、指摘されたと思うんですが、まさに、この法律を使って現場の再生可能エネルギー、どういうモデルでやつしていくのか、これは非常に大切だと思っております。

この法案の中にも、農林漁村の健全な発展といふように書いてありますが、そうしたら、では健全部門研究してきちんと引き渡していくと、

いった場合にはどうなるかということであります。が、農林地等の効率的かつ総合的な利用が図られず、扱い手への農地集約等に支障を来すおそれがあるとともに、再生可能エネルギー発電の利益が地域へ還元されない場合には、再生可能エネルギー発電に対する地域の理解が得られず、その導入が進まないといったことが予想されるということございます。

○山田太郎君 もうちょっと本来具体的な答弁をいただきたかったんですけど、これはまたやつくりやつときたいと思います。
さて、もう一つ、ちょっとこれは我が党内でもぬということだけで進めれば、当然効果としてどうぞくら見込めるのかということになつてしまふのかなというふうに思つております。
そのモデルを、ここで農水省を始めとして他の省庁、多分経産省さんなんかも含めて、国土交通省さんも含めて議論することによって、もう一つ日本の過疎の問題も取り上げられることができるのではないかと、こんなふうにも思つているわけですが、これをやることによってどんなモデル、イメージを塞は今回持つていらっしゃるのか、それによつて雇用とか所得がどれぐらい結び付いていくのか、このことはもう一度、何人かのちょっと議員も聞いておりましたけれども、確認させていただければと思つております。

○國務大臣(林芳正君) おつしやるとおりでございまして、これはあくまでこの法案の措置というものは、取組を促進するためのワンストップ化、権利移転の一括処理というものができます。

したがつて、この仕組みに行かない人、この法案による措置を活用をすることなく再生可能エネルギー発電を行おうとする方については、従来どおり個別の農地法等の許可等の手続を取れば再生可能エネルギー発電を行うことができるということです。まさにこのスキームによらずに再生可能エネルギー発電を行う事業者の方にとって、何かこの新しくできるものが足かせになつたりすることはない、こういうことでございます。

○山田太郎君 もう一つ、今度は、ではこの枠組みにおける再生可能エネルギーの展開ということなんですかとも、法案の四条、大臣が作成する基本方針というふうにありますし、法案の五条、市町村が作成する基本計画といふなつているんですが、この中において、やはり発電事業者の方に對して過度な負担、干渉ということをどういうふうにしていくのか。

つまり、この委員会 農林水産委員会なんぞ、農林水産の現場の人たちに対しても、あるいは農村の荒廃につながらないように、これも分かるんですけども、実際、事業者に対してもバランスを持つてサポートしていかなければ、現実的な線にはならないと。ややもすると、例えば俺たちの言うことを聞けない事業者は出ていくけど、こういうふうになってしまつたら元も子もないということでありまして、そいついた意味においてもちょっとチェックという形で、是非よく話し合つて進めようなどといふやうな條文、事業者と密接な連携というのを、法案二条の基本理念にもありますので、例えは先ほど申し上げた四条の基本方針、又は五条の三項にある基本計画で盛り込むような話はできないものなのか、ちょっとその辺りについても確認しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○大臣政務官(横山信一君) 過度の干渉、負担と

いうふうなお話でございましたけれども、再生可能エネルギー発電事業者に対しまして、農林漁業の健全な発展に資する取組として過度な干渉や負担を与えることは本末転倒であり不適当だと、適当ではないといふうに考へているところでございます。

このため、取組の内容につきましては、地域の農林漁業者・団体・発電事業者等が十分協議を行ない、その結果を踏まえて市町村が基本計画に定めることによって、そのことを踏まえているところでございます。

国としては、全国の先進事例等を基にして、ど

うふうにしていくのか。

農林水産の現場の人たちに対しても、あるいは農村の荒廃につながらないように、これも分かるんですけども、実際、事業者に対してもバランスを持つてサポートしていかなければ、現実的な線にはならないと。ややもすると、例えば俺たちの言うことを聞けない事業者は出ていくけど、こういうふうになってしまつたら元も子もないということでありまして、そいついた意味においてもちょっとチェックという形で、是非よく話し合つて進めようなどといふやうな條文、事業者と密接な連携というのを、法案二条の基本理念にもありますので、例えは先ほど申し上げた四条の基本方針、又は五条の三項にある基本計画で盛り込むような話はできないものなのか、ちょっとその辺りについても確認しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○山田太郎君 ありがとうございます。安心しました。

もう一つ、六条の市町村基本計画の策定に関する部分で、協議会といふものが設定されています。これも我々の立場からすると、一部の既得権

益の人たちの協議会になつてはいけないというふうに思つておるんですけども、例えはこの再生

可能エネルギー発電の設備整備を行おうとする者

は、協議会には誰でも基本的には入れるのかどうか、この辺りも確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○国務大臣(林芳正君) この六条に規定しております協議会の設置ということでございますが、こ

の協議会の構成員となつて再生可能エネルギー発

電設備の整備を行おうとする者としては、本法案

の趣旨に即しまして、地域の農林漁業の健全な發

展に必要な農林地等の確保に配慮するとともに、こ

れは、この立法措置かということになります。多

分この今回の立法措置はスピードを高めると、加

速化するということがもう一つ大きな目的、ポイ

ントだと思いますので、そのいわゆるスケジュール感といふんですか、それを是非教えていただけ

ればと思います。

○大臣政務官(横山信一君) 私の方からお答えいたします。

○大臣政務官(横山信一君) 私の方からお答えいたします。

本来再生可能エネルギー発電事業者が自ら行うべき農地法等の許可申請手続をワンストップ化し

て市町村が代わりに行い、様々な事務に要する期

間を短縮することというものがこの法案の発電事業

者に対するメリットということになつております。

一方で、市町村が設備整備計画の認定の可否

を判断する際に、農地法や森林法等の許可等の手

続に要する期間よりも長く掛かることになつては

このメリットが損なわれるということになります。

そこで、国といたしましては、基本方針等にお

いて、農地法の許可等の手続に際して通常要する

期間よりも短い期間で設備整備計画の認定事務を

行う必要があるということを示す、そしてまたこ

のことが現場に徹底されるよう、市町村に対し必

要な情報提供や助言等を行つてまいりたいと考えております。

○山田太郎君 是非、現場への徹底に關して、そ

れは分かるんですけども、やっぱりいろんな血

をこの協議会に入れていくことも大事だ

たということになりますので、できたらガイドラ

インといふんですか、もちろんいろんな法律がそ

れぞれ個々であるというのはあると思いますが、

是非ガイドラインを示していただき、これぐら

いでみんなやろうよということを是非作つてもら

だいて、この立法が確実に効果を現すように是非

お願いしたいなどいふうに切に思つております。

○山田太郎君 ありがとうございました。安心しました。

もう一つ、六条の市町村基本計画の策定に関する部分で、協議会といふものが設定されています。これも我々の立場からすると、一部の既得権

益の人たちの協議会になつてはいけないというふうに思つておるんですけども、例えはこの再生

可能エネルギー発電の設備整備を行おうとする者

は、協議会には誰でも基本的には入れるのかどうか、この辺りも確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○国務大臣(林芳正君) この辺りも確認したいと思

います。

○山田太郎君 ありがとうございます。安心しました。

もう一つ、六条の市町村基本計画の策定に関する部分で、協議会といふものが設定されています。これも我々の立場からすると、一部の既得権

益の人たちの協議会になつてはいけないというふうに思つておるんですけども、例えはこの再生

可能エネルギー発電の設備整備を行おうとする者

は、協議会には誰でも基本的には入れるのかどうか、この辺りも確認したいと思

います。

○山田太郎君 ありがとうございます。安心しました。

もう一つ、六条の市町村基本計画の策定に関する部分で、協議会といふものが設定されています。これも我々の立場からすると、一部の既得権

益の人たちの協議会になつてはいけないというふうに思つておるんですけども、例えはこの再生

す役割、地域の農林漁業に与える影響、こういうものを見極めながら慎重に検討していきたいと、こういうふうに思つております。

○山田太郎君 ありがとうございます。

次に、農業委員会の話に少し移つていただきたいと思います。

農地の権利移動という観点でも、農業委員会、大変大きな役割を果たしていると。皆さん御案内どおり、農地の売買ですとかあるいは農地転用といったものに関して大きな権限等を有しているこの農業委員会でございます。ただ、農業委員会の中身を見ていても問題を少し抱えているのかなとの辺りについても問題を少し抱えているのかなど、いうふうにも思つております。うまくこの農地がきちんと農業をやりたい人たちに移つていくよう、渡つていくよう、この辺の議論も少ししておく必要があるのかなと思つております。

まず、この農業委員会は選挙でもって委員を選出するという形を取つております。この辺りからお聞きしたいんですけども、選挙で選出する趣旨ですね、意味も教えていただけますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 農業委員会は、農業委員会法に基づく市町村の独立行政委員会ということをございまして、原則として市町村ごとに一つ設置をいたしまして、農地法に基づく許可事務、農地のあつせん、農業及び農民に関する行政庁への建議等の事務を行つております。

平成二十一年に農地法を改正しましたので、從来からの農地法に基づく許可事務といった受け身の業務に加えて、地域の農地利用状況の調査、それから遊休農地の所有者に対する指導、勧告等といつた能動的な業務も行つております。さらに昨年度からは、地域の農業者に対する話合いによる例の人・農地プランの作成にも積極的に関与するなど、これまで以上に重要な役割を担つております。

農業委員会は、農地の権利移動の許可や農地のあつせんという、客觀性、公平性、これを旨とし

て行う行政機関としての業務と、それから先ほど

ちょっと申し上げましたように、農業及び農民に関する行政庁への建議といつた言わば農民の代表としての業務、その二つの面を持った業務を行う組織と、こういうことでござりますので、構成員については地域の農業者による選挙で選出された委員を中心として構成されている、こういう仕組みにおいてはござります。

○山田太郎君 大臣からも極めて重要なだといふとで教えていただきましたが。

さて、資料の方、皆さんのお手元に今回配らせていただいています。じゃ、その選挙の中身といふことなんですか、実は農業委員会、全国で千七百十三あるそうでございまして、そのうち無投票が一千五百五十六、投票が百五十七と、ほぼ九割が無投票で決まつてしまつて、いる状態であります。これ自身、いい悪いという議論もあるんですけれども、やっぱり活性化といふんですね、それだけ大切な委員を公正中立という形で選挙で選ぶのであれば、このこと自身に問題はないのかどうか、何かせにやいかぬのかと、こんな問題意識を私自身は持つておるんですけども、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(林芳正君) 直近の選挙で、九一%の農業委員会で選挙委員が無投票で選出されていると、こういうことでございました。まさに数字はそのとおりでございまして、なぜそうなつているかといふことについては地域によつて様々であると考えられます。選挙で選出する方式を取つてみると先ほど申し上げましたけれども、その趣旨からすれば望ましいことではないと、こういうふうに思つております。

ただ、無投票当選であるから公平性、中立性に問題が生ずることでは直ちにはないと思いますし、また運営の公平性、中立性を担保するという意味では、選挙といふことに加えて、総会等の審議過程を詳細に記録した議事録と、それから許可のポイントや申請に必要な書類記載マニュアル等、それから農業委員会の活動の目標とその達成状況、こういうものを作成して公開するように指導致をしておりまして、実際にほぼ全ての農業委員会においてこれらの方が公開をされてきているということでござります。

○山田太郎君 もう一つ、この農業委員会の選挙委員会人口は平成二十五年度で二百四十万人といふことございますから、三百七十万人、農業に従事していない方がいわゆる意見を農政に反映させることなんですか、実は農業委員会、全国で千七百十三あるそうでございまして、そのうち無投票が一千五百五十六、投票が百五十七と、ほぼ九割が無投票で決まつてしまつて、いる状態であります。これ自身、いい悪いという議論もあるんですけれども、やっぱり活性化といふんですね、それだけ大切な委員を公正中立という形で選挙で選ぶのであれば、このこと自身に問題はないのかどうか、何かせにやいかぬのかと、こんな問題意識を私自身は持つておるんですけども、大臣、いかがでしようか。

○副大臣(吉川貴盛君) 私からお答えをさせていただきますが、今委員から御指摘がありました件ですけれども、農業委員会の区域内に住所を有する満二十歳以上の方で、都道府県にあっては十アール、北海道にあっては三十アール以上の農地につき耕作の業務を當む者でありまして、さらに今申し上げました方との同居の親族又は配偶者、そして今申し上げました面積以上の耕作の業務を當む農業生産法人の構成員であります。農業委員会で選挙委員が無投票で選出されていると、こういうことでございました。まさに数字はそのとおりでございまして、なぜそうなつているかといふことについては地域によつて様々であると考えられます。選挙で選出する方式を取つてみると先ほど申し上げましたけれども、その趣旨からすれば望ましいことではないと、こういうふうに思つております。

ただ、無投票当選であるから公平性、中立性に問題が生ずることでは直ちにはないと思いますし、また運営の公平性、中立性を担保するという意味では、選挙といふことに加えて、総会等の審議過程を詳細に記録した議事録と、それから許可のポイントや申請に必要な書類記載マニュアル等、それから農業委員会の活動の目標とその達成状況、こういうものを作成して公開するように指導致をしておりまして、実際にほぼ全ての農業委員会においてこれらの方が公開をされてきているということでござります。

○山田太郎君 こういった選挙制度とか仕組みも相まって、農業委員会はややもすると地権者の集まりだというふうになつていてるかと思います。農業は今、先ほど大臣等も答弁として、担い手をこれから増やしていくんだと。仮に土地を持つ従事できるということを一つ考へるんであれば、必ずしも土地と農業ということだけを固定化するんではなくて、もうちょっとこの辺りについてもメスを入れながら、本当に農業をしたい人たちに農地が渡る、その人たちが農地を使えるようにするという改革もどこかでそろそろ必要なんではなかろう、農業委員会の果たしている役割も理解しております。ただ、やっぱりこれから農業を考えたときには、この辺りの土地の権利移動といつた辺りについても大胆な改革をしていく必要がありますのではないかというふうに思つております。

そういう観点でもつてこの農業委員会、それから農地法、それぞれ今後どういう形で農業をやりたい人たちにその農地を提供していくのか、この辺も今後の政策として、是非、農林水産省の方、大臣含めて御答弁いただければと思つております。

○国務大臣(林芳正君) 農業委員会につきましては、農地法に基づく許可事務、農地のあつせん、遊休農地措置等を行つてると先ほど申し上げたとおりでございますが、農業者等にアンケートをいたしますと、農業委員会の活動状況について、よく活動していると回答した農業者は全体の約三割に実はとどまつております。じや、なぜ不満なのかという理由については、農地集積など農家

への働きかけが形式的と、こういう意見が多いわ
けでございます。

したがつて、農業委員会については、担い手へ
の農地の集積、集約化、新規参入の促進、耕作放
棄地の解消等を強力に推進していく組織となる
ことが重要と考えておるわけでございます。した
がつて、農業委員会制度の今後の在り方について
は、各方面的御意見を伺うとともに、農業委員会
系統組織の自己改革の方向性も聞かせていただき
てきちつと検討していただきたいと、こういうふうに
思つております。

○山田太郎君 時間がなくなりましたのでこれで
締めたいと思いますが、私もこの委員会に参加さ
せていただくことによって相當いろんな地域で農
業の勉強をさせていただきました。一つ分かつて
きましたのは、やっぱり農地というのはいかに大
事なのかと。いい農地であればそんなに苦労せず
に農作物ができるけれども、日本の多くの農地
は、適していらないところをどうやって土地改良し
てきたかの歴史だったと。ただ、その歴史たる土
地をどうやって今度はやりたい扱い手に渡してい
くのかという、この問題をやっぱり今こそ考えな
ければいけないと。

まさに、次の農地中間管理機構の法案もその一
つの議論だと思います。これが今回、この農林水
産委員会の中でも重要なテーマになると思つてい
ますので、総合的に、そういった大きな視点から、農地について我が国はどう考えていくべきとい
うか、単なる地権者のものではないという、あく
までも国民のもの、それから農業をやりたい人た
ちのものなんだというふうに問題意識を述べさせ
ていただき、私の質問をこれで終わりにしたい
と思います。

本当にどうもありがとうございました。
○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能
エネルギー電気の発電の促進に関する法案という
ことで質問したいと思います。
それで、この再生可能エネルギーを推進するこ

とについて我が党は賛成です。そこで、今問題の
焦点になつてゐることは、脱原発に踏み切つたかど
うかと。脱原発に踏み切つて、その前提で再生可
能エネルギーを推進すること、これが福島での原
発事故を体験して国民が強く求めていることだと
思ひます。福島県は今、福島第一原発事故で依然

として多くの方が避難を余儀なくされてゐると、
福島県内からの全ての原発の廃炉と撤去を求めて
います。

それで、林農水大臣の大先輩に当たります小泉
前首相ですね、脱原発で決断すべきだと今主張し
てゐるわけですねけれども、まず、この脱原発とい
うことについて大臣のお考えを、見解を伺いたい
と思います。

○國務大臣(林芳正君) いろんな先輩がおられる
わけでございますが、小泉純一郎元首相が一昨
日、十一月十二日の記者会見の場など、またそれ
以前にも御講演などにおいて、原発をゼロにすべ
きだという趣旨の御発言をされているということ
は報道等で承知をしております。

今この安倍内閣では、責任あるエネルギー政
策を構築していくために、省エネルギーと再生可
能エネルギーの最大限の導入を進めまして、でき
る限り原発依存度を低減させていくと、これが現
ふうにしております。

我が国の国土の大半を占める農山漁村は、土
地、水、バイオマス等の資源が豊富に存在してお
りますので、総合的に、そういった大きな視点から、農地
について我が国はどう考えていくべきとい
うか、単なる地権者のものではないという、あく
までも国民のもの、それから農業をやりたい人た
ちのものなんだというふうに問題意識を述べさせ
ていただき、私の質問をこれで終わりにしたい
と思います。

努力もできる、研究もできる。今こそ原発ゼロに
するという方針を政府・自民党が出せば一気に雰
囲気は盛り上がる。そうすると、官民共同で、世
界に例のない、原発に依存しない、自然を資源に
した循環型社会をつくる夢に向かってこの国は結
束できるというふうに述べられています。

私もそのとおりだなというふうに思うわけで
す。というのは、私ども共産党は、二〇一二年の
九月二十五日でしたけれども、この「即時原発
ゼロ」の実現を」ということで提言を実は出して
おりまして、これ、当時の政府に渡しています。

五つの柱で中身は提言していく、最初のところ
に、全ての原発から直ちに撤退する政治決断を行
うと。決断しないとまず駄目だとということで、即
時原発ゼロを実現しようということで、なぜな
かと。それはやっぱり福島のような事故は二度と
起こしちゃいけないからだということ、処理す
る方法のない核のごみ、これが原発稼働を続ける
限り増え続けるということなども含めて展開をし
ているのと、それから再稼働の条件について、こ
れは再稼働の条件は存在しないんじゃないかとい
うことでの話ですか、それから即時原発ゼロと
いうのは可能なんだ。どうやってやるのかとい
うことなんかについても提言をし、それで四つ目
の柱は、福島の被災者支援と復興にこそ総力を挙
げ取り組まなきゃいけないということ、最後
は、原発立地自治体への支援ということで、国も
推進してきたという責任ありますから、雇用や仕
事や地域経済の活性化ということについては、こ
れは国が責任を持つてやる必要があるんだという
ことなどで作つて提出しているということがあり
ましてですね。

○紙智子君 現安倍政権においてはそういう方向
で行くんだという話なんですが、小泉氏の
発言は、首相の権力は強いと、それを原発即時ゼ
ロに使うべきだということで、安倍首相に対しても
これ繰り返し要求をしているんですね。だから、
総理が決断したら、これはできるんだと
立場だつたと思うんですよ。それが変わったとい
うのは、新聞、昨日、十三日付けのも大きくて
いましたけれども、これによりますと、フィンラン
ドにある高レベル放射性廃棄物の最終処分施設
にオンカロというのがあって、そこを観察をし
て、最終処分がいかに難しいかということを知つ
たと。それが原発ゼロへの思いを強くしたとい
うことなんじやないかというふうにあるわけですけ
れども。

その点でいうと、今処理方法が決まっていな
い、だから動かしたら増え続ける。これについ
ての考え方というので、林農水大臣自身はどのよ
うに思われているのかなというのをちょっと聞い
ておきます。

おっしゃつてあるということについては先ほど申
し上げたとおりでございまして、今の内閣では、
先ほど申し上げたような方針でエネルギー政策を
責任を持って進めていこうと、こういうふうにし
ております。

更に申し上げれば、この方針、昨年の十二月に
行われました衆議院選挙におきましても、我が党
の公約でも同趣旨の記述をしたと、こういうふう
に記憶をしておりますし、我々野党時代でござ
いましたけれども、自民、公明、民主の三党で原
子力規制委員会というものを新たにつくつて、行
政の中で独立した形で、いわゆる行政法上、三条
委員会にいたしまして、きちつとここで安全性を
見ていくという仕組みもそこでつくつてきました。
こうしたことではつとやつてきておりますので、
繰り返しますが、この省エネルギーと再生可
能エネルギーの最大限の導入を進めながらでき
る限り原発依存度を低減させていくと、これが現
在での考え方でございます。

○紙智子君 現安倍政権においてはそういう方向
で行くんだという話なんですが、小泉氏の
発言は、首相の権力は強いと、それを原発即時ゼ
ロに使うべきだということで、安倍首相に対しても
これ繰り返し要求をしているんですね。だから、
総理が決断したら、これはできるんだと
立場だつたと思うんですよ。それが変わったとい
うのは、新聞、昨日、十三日付けのも大きくて
いましたけれども、これによりますと、フィンラン
ドにある高レベル放射性廃棄物の最終処分施設
にオンカロというのがあって、そこを観察をし
て、最終処分がいかに難しいかということを知つ
たと。それが原発ゼロへの思いを強くしたとい
うことなんじやないかというふうにあるわけですけ
れども。

その点でいうと、今処理方法が決まっていな
い、だから動かしたら増え続ける。これについ
ての考え方というので、林農水大臣自身はどのよ
うに思われているのかなというのをちょっと聞い
ておきます。

てみたいなどということで、いかがでしようか。
○國務大臣(林芳正君) 多分、オンカロというものは、小泉元首相が現役の総理のときからあそこにあつたんではないかと、こういうふうにも思つておりますので、そういう意味では、総理が御決断をされるということは、その時代の状況と今とそれほど大きく変わつていらない状況の中でどういふ決断をそれぞれ現職の任にあるときにされるかと、こういうことだというふうに思つております。

したがつて、先ほど申し上げましたように、我が党としては衆議院選挙の公約でああいう形を取らせていただいて、そして安倍政権が成立をした。こういうことだといふことに思つておりますが、こういうことでございまして、私も内閣の一員として、ここで大臣の立場でそういうふうにお答えをさせていただいておりますし、もう一言申し上げれば、その政策を掲げて昨年の衆議院選挙、自らは候補者ではございませんでしたけれども、その作成に携わった一人としてそれは責任は共有しておりますと、こういうふうに考えております。

○紙智子君 この問題はやっぱり日本の進路にかかるわっていく、これから問題として非常に大事な問題で、引き続いて私どもとしては主張していくところで、法案の関連について質問に入ります。

まず、この法律のスキームは、あくまでも農山漁村地域でのスキームということだと思いますが、視点を市町村に移しますと、この農山漁村一〇〇%の市町村だと問題はないんですけれども、首都圏とかあるいは中京圏、関西圏を始め大方の市町村は、市街化区域や市街化調整区域、こういうものを抱えていて、農地以外は、市街化区域や市街化調整区域に例えばメガ太陽パネルが進出しても、この法律のようなスキームがないので、事前に進出計画を知ることもできないし、住民との調整もできないわけです。

ですから、市町村から見ると、農山漁村地域は

きちんとした法律スキームが今度できるということになるわけですけれども、同一市町村内でも、一歩市街化区域とか市街化調整区域になると野放し状態ということになるわけです。そうすると、行政としてはとてもやりづらいんじゃないかといふうに思うわけですね。

やはり、農山漁村地域だけではなくて、市街化区域、市街化調整区域においてもこの法律のようなスキームを持った法律が必要なんじゃないかと、その後、ちょっとと国交省の認識もお聞きしたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) 農山漁村におきましては、豊かな資源を活用して再生可能エネルギー発電を促進し、地域の活力の向上等に結び付けていくと思います。

一方で、ここで大臣の立場でそういうふうにお答えをさせていただいておりますし、もう一言申し上げれば、その政策を掲げて昨年の衆議院選挙、自らは候補者ではございませんでしたけれども、その作成に携わった一人としてそれは責任は共有しておりますと、こういうふうに考えております。

○紙智子君 この問題はやっぱり日本の進路にかかるわっていく、これから問題として非常に大事な問題で、引き続いて私どもとしては主張していくところで、法案の関連について質問に入ります。

そこで、法案の関連について質問に入ります。まず、この法律のスキームは、あくまでも農山漁村地域でのスキームということだと思いますが、視点を市町村に移しますと、この農山漁村一〇〇%の市町村だと問題はないんですけれども、首都圏とかあるいは中京圏、関西圏を始め大方の市町村は、市街化区域や市街化調整区域、こういうものを抱えていて、農地以外は、市街化区域や市街化調整区域に例えばメガ太陽パネルが進出しても、この法律のようなスキームがないので、事前に進出計画を知ることもできないし、住民との調整もできないわけです。

○政府参考人(石井喜三郎君) お答え申し上げます。

まず、本法案の区域の中には、当然、先生御指摘のとおり、都市計画区域、これは市街化区域、それから調整区域、両方含まれますが、こういう

ものが含まれる場合がございます。今大臣がおっしゃいましたように、これらにつきましては都市計画等の調整を保つということで、本法案で整備を促進される場合も都市計画の都市機能の観点等に留意をしていただいてやつていただくということが対応が取れておるというふうに理解をしております。

一方で、一般的に、今回の対象になつております再生可能エネルギー関連施設ですが、大変広い土地を使うということで、地価が相対的に高い都部よりも、相対的に低い、広さの確保しやすくということが大事な課題でございますが、一方で、今委員からもお話をありましたとおり、この再生可能エネルギー関連施設については地方公共團体の環境アセスメント条例において対象となることがありますと、大事な農林地等が失われて、そもそもその機能の発揮、これに支障を来すおそれがあるわけでございまして、本法案はそういうことに対するきちっと調整をする枠組みをつくると、こういうことでございます。

地域によっては、今お話をあつたように、市町村の基本計画で定める再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域、これに市街化区域や市街化調整区域等の都市計画区域が含まれることもあり得ると、こういうことでございまして、本法案においては、五条の九項におきまして、その規定して、その都市計画との調和を促しているところでございます。

○紙智子君 メガ太陽光パネルのトラブル事例ということで調べますと、市街地の住民とのトラブルが多いという印象があるわけです。住宅地に隣接してメガ太陽光パネルが突然できると、それによつて太陽光の反射光で住環境が悪くなるとか景観が悪くなつて住宅地としての価値が下がるとか、こういうトラブルになつてている例があるわけです。

しかし、太陽光パネルは建築基準法の対象になつてないんですね。そのため、市町村は事前に設計計画も知らされず、調整もできないわけです。それから、漁港では今回の法律による規制対象となりますけれ

ども、隣接する港湾では同じように規制対象にならないと。それからまた、進出業者が農村地域に進出した方が自由にやれるといふうに判断されかねないということです。

それを防ぐためにも、やっぱり市街化区域や市街化調整区域についても同様の立法が必要なんじゃないかというふうに思うんですけれども、もう一度お願ひします。

○政府参考人(石井喜三郎君) 都市計画という建築等の規制を中心しております法律としての限界はございますが、先ほど申し上げましたように、環境アセスメント制度を含む環境政策の観点から、国及び自治体がその地域の環境を守る制度、それにつきまして都市政策の観点からもできる限り今後とも協力をしてまいりたいと、かように存じております。

○紙智子君 この法案の審議に当たつて、私、福島県の福島県農民運動連合会とNPO法人自然エネルギー市民共同発電に参加している大阪や東京などの都市住民の皆さん全部で七十人が共同出資でやつて、伊達市に行きました。そこに設置されている出力五十キロワットの太陽光発電所を視察したんですね。ここにはその隣接地に百キロワットの県北の農民連の太陽光の発電所もありますが、国土交通省としても、都市政策の観点から必要に応じて協力を行つてまいりたいと存じております。

島県の福島県農民運動連合会とNPO法人自然エネルギー市民共同発電に参加している大阪や東京などの都市住民の皆さん全部で七十人が共同出資でやつて、伊達市に行きました。そこに設置されている出力五十キロワットの太陽光発電所を視察したんですね。ここにはその隣接地に百キロワットの県北の農民連の太陽光の発電所もあります。この太陽光の発電のすばらしいところは、利益が地元に還元されるということなんですね。それで、発電事業者が農村地域にメガソーラーパネルを設置したとすると、発電利益は全て発電事業者に持つていかれると、農村でのメリットは、土地を貸し出した農業者の利益と、村としていえは固定資産税も、施設の設置によっては地方交付税が少なくなるということもあります。メガソーラーパネルを貸し出した農業者の利益と、村としていえは固定資産税としての利益がある程度なんですね。固定資産税も、施設の設置によっては地方交付税が少なくて、メガソーラーパネルの設置のやり方を地元では、だから植民地的という言い方をしてメガソーラーと呼んでいるようなんですけれども。やはり地域の農業者などが共同して出資してパ

ネルを設置して発電利益も地域に還元できるようになることを推進すべきじゃないかと思うんですけれど、農水大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 取りあえず、この法案の枠組みでは、再生可能エネルギー発電を行う場合の主体については、外部の事業者が地域の主体かということは問わずに仕組みを利用できることにしておりますが、その場合でもこの発電設備の整備と併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を行なうことが必要でありまして、売電収入の一部がこの取組のために使われるということで地域に還元されるということにしております。

一方で、今、紙先生がおっしゃつていただきましたように、地域における所得の向上により貢献するという観点からは、やはりこの地域の農林漁業者やその組織する団体といった地域の主体がやはり再生可能エネルギー発電事業に取り組むといふことが望ましいことだと、こういうふうに考えております。

したがつて、この法案の枠組みに加えて、二十六年度の予算概算要求におきましては、農林漁業者やその団体が主導する再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始までに至るまで様々な手続き、取組が必要になりますので、こういったことへの支援等をするために必要な予算、これを盛り込んでおるところでございまして、この法案の措置に加えてこういう予算措置も活用して、地域全体の農林漁業者が中心となるような取組を進めてまいりたいと、こういうふうに思つております。

○紙智子君 現在、日本農業を取り巻く環境は、TPP問題や高齢化や担い手の不足など非常に厳しいものがあるわけです。その中で、いかに食料自給率を上げていくかというこの重大な課題を抱えているわけです。

そのためには、耕作放棄地をいかに減らして耕地を増やしていくかという課題があります。この課題と再生可能エネルギーを導入するということとの両立性をいかに維持するかということが非常に大事だというふうに思うわけです。この点では、

太陽光の場合には土地利用型農業との競合が予想されると。特に、太陽パネル設置の土地の賃借料の目安が十アール当たり十五万円、まあ五十万円というところもあるんですけれども。これに対して水田の賃借料は十アール当たり一万円ということがあります。農村農業者の再生エネルギー誘致需要が高まるということが想定されるわけです。

これに対して、優良農地を守つて太陽光をできるだけ再生不能な耕作放棄地に誘導するというようになります。農地の確保の目標を定める国的基本指針と都道府県の援助、指導がどれだけ歯止めになるかということに懸かっていると思うんですけどこれでも、本当にこれ歯止めができるかどうかということでもあるんですけれども、大臣としてのお考へをお願いします。

○国務大臣(林芳正君) この再生可能エネルギー発電設備の無計画な整備が進みますと、今委員が御懸念のように、農林漁業に必要な農林地等が失われるということをございまして、ひいては自給率ということも影響を与えかねないと。こういうことでございますから、この法案では、農業上の再生利用が困難な荒廃農地、これは先ほど小川委員とのやり取りの中でかなりやり取りをさせていただいたところでございますが、こういうところに再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導するということでおきたいと考へております。

○紙智子君 ありがとうございます。

次に、太陽光パネルの廃棄物処理の問題についてお聞きしたいんですが、太陽光パネルが広範囲に設置された後の廃棄物処理なしリサイクル問題について、太陽光パネルにはカドミウムが含有されているというふうにも伝えられていて、今からきちんととした処理体制を構築しておく必要があると思うんですけれども、環境省、いかがでしょうか。

○政府参考人(梶原成元君) お答え申し上げます。

先生今御指摘のとおり、現時点ではまだ太陽光パネルの廃棄事例は大変少ないと、いうことはございませんけれども、太陽光パネルの寿命が二十年、あるいはパワコンの寿命が十年というふうに言われておりますので、将来的には大量の廃棄物が出てくることが考えられると思います。

そのため、分別等の処理をしっかりと行って、再生利用できるものは再生利用をし、できないものは適正に処理をしていくことが重要になつてくるというふうに考えてございます。

環境省におきましては、昨年度から実はこの使用済みの再生可能エネルギー設備の処理に関しまして、国内外の動向あるいは技術情報といったよ

可権者である農林水産大臣又は都道府県知事の同意を得なければならぬと、こういうことで歯止めを掛けております。

さらに、認定を受けた設備整備計画、計画には水田の賃借料は十アール当たり一万円というふなことが分かつてございます。

今年度におきましては、太陽光のパネルメークーから、今生産の段階で不良品として出されるものがありますけれども、そういうものの処理の実態、あるいは太陽光パネルに含まれております有害物質の含有量溶出試験の実施等を進めておりまして、関係省庁や関係の事業者の方々と連携をして、適正処理のやり方あるいはリサイクルのやり方について検討しておるところでござります。

○紙智子君 今、造る方で頭いっぱいなんですけれども、後のことを考えると本当に大事な問題なので、現状把握と同時にやつていただきたいと思います。

最後になりますけれども、ちょっとと法案から離れます。十一月五日に林農水大臣の記者会見が行なわれたのですが、これについてお聞きしたいと思います。

○紙智子君 今、造る方で頭いっぱいなんですが、それとも、後のことを考えると本当に大事な問題なので、現状把握と同時にやつていただきたいと思います。

最後になりますけれども、ちょっとと法案から離れます。十一月五日に林農水大臣の記者会見が行われたのですが、これについてお聞きしたいと思います。

記者会見で、記者の人から、主食用の米の関税率を五〇〇〇%台で提案するという方針を固めたという報道がありました。これがどういった質問に対して、大臣は、そういう報道があるのは承知していますけれども、具体的な内容についてお答えは、まあ差し控えさせていただきますけれども、今、御指摘のあったような方針、これを固めた事実はないということを申し上げておきたいと思います。どうようにおっしゃられている。

固めたかどうかということではなくて、これ検討したということだけでも大問題だなと思うわけなんですかけれども、これ検討しているんでしょう。大臣、明らかにしてください。

○国務大臣(林芳正君) これは、記者の方の御質問が、五〇〇〇台で提案をするという方針を固めなんですかけれども、これ検討しているんでしょう。大臣、明らかにしてください。

○国務大臣(林芳正君) これは、記者の方の御質問が、五〇〇〇台で提案をするという方針を固めなんですかけれども、これ検討しているんでしょう。大臣、明らかにしてください。

したがつて、いずれにしても、今、具体的に米についてどうしているかというのは交渉にかかることがあります。そこでございまして、そこについてお答えを控えさせていただくというふうにも同時にそこで申し上げましたが、まさに五〇〇%台にしたといふことは、まだ詳細な原稿みたいなものは入ること実はないということをそこでは申し上げたところでございます。

○紙智子君 検討しているかしていいかということがあります。

○紙智子君 非常に私は重大だと思っているわけです。

○紙智子君 ささらに、この記者会見では、記者の方が、石破幹事長が二日に米の関税率について、関税を下げていても国内の農業が打撃を受けない水準はある、七七八%が唯一絶対のものでないという御趣旨の発言をされていらっしゃるんですけども、その大臣の考え方として、あの一キロ三百四十一円の米の関税について引下げの余地があるかどうかについては、大臣御自身はどのようにお考えですかといふうに記者から聞かれたのに対して、大臣は、まさに交渉の具体的な、まあ内容と云うことになりますので、そのとおりに言いますけれども、私がどういうふうに、そのことについてどう思つてあるかということはちょっと控えたいと、こういうふうに思いますが、まあ石破幹事長の御発言についてはですね、まあ報道で、まあ承知をしておりますが、ちょっとと詳細にどういうまあコンテキストでおつしやられたかどうかは、よくまだ、あの、読み込んでいないのですから、そういうところもしっかりと全体としてどういうふうにとらえているのかということを把握しておきたいた、こういうふうに思つておりますといふうに、ちょっとと何というのか、お答えになつていて、その後、二日の日の話ですから、しっかりと把握されたんでしようか。

○國務大臣(林芳正君) 報道内容については承知をしております。そこで申し上げたように、石破幹事長、これたしか講演だつたと思ひますけれども、そういう発

言をされたという、この報道の中身、報道で見た

ということではなくて、どういう発言をされたか

控えさせていただくというふうにも同時にそこで申し上げましたが、まさに五〇〇%台にしたといふことは、まだ詳細な原稿みたいなものは入

ることでございます。

○紙智子君 検討を守るという立場でこの間繰り返し発言されている大臣の立場からいえば、そう

が、それはどうかと、例えば抗議をしたり問い合わせ

るということをなさらなかつたんでしょう。

○國務大臣(林芳正君) 与党の幹事長でいらっしゃいまして、そもそも自民党で決議をいただいて

いる、またこの両委員会でも決議をいただいて

いる、その決議を踏まえてやると、こういうふうに繰り返し申し上げておりますので、どういうコ

ンテキストでどういう背景でおつしやったかとい

うこともありますので、この報道に現れたところだけを見て抗議をしたり贊意を示したりと、こう

いうことは一々は申し上げないということでござ

ります。

○紙智子君 私は、非常に農水大臣の立場として

は問題だと思いますね。やっぱり本当に体を張つて、それに対し覆す立場に立つて頑張つてもら

わないと、国民の皆さん、安心できませんよ。

○紙智子君 うことはありますので、この報道に現れたところだけを見て抗議をしたり贊意を示したりと、こう

いうふうに思つてますね。やつぱり本当に体を張つて、それに対し覆す立場に立つて頑張つてもら

わないと、国民の皆さん、安心できませんよ。

○紙智子君 うことはありますので、この報道に現れたところだけを見て抗議をしたり贊意を示したりと、こう

るのかも分かりませんが、寄り添う気持ちでお答えをいたさたいし、寄り添う気持ちでお付き合いを願いたいと思います。

まず、再生可能エネルギー電気の発電の促進に

関する法案と農地中間管理事業の推進に関する法

案、それぞれ向き合えば兄弟同士のようでありま

すが、それぞれ利害が違うような接点も持つてい

手をしておりません。

○紙智子君 決議を守るという立場でこの間繰り

返し発言されている大臣の立場からいえば、そう

と、いうことは、まだ詳細な原稿みたいなものは入

ることでございます。

○紙智子君 ささらに、この記者会見では、記者の方が、石破幹事長が二日に米の関税率について、関税を下げ

ていても国内の農業が打撃を受けない水準はある、七七八%が唯一絶対のものでないという御趣旨の発言をされていらっしゃるんですけども、その大臣の考え方として、あの一キロ三百四十一円の米の関税について引下げの余地があるかどうかについては、大臣御自身はどのようにお考えですかといふうに記者から聞かれたのに対して、大臣は、まさに交渉の具体的な、まあ内容と云うことになりますので、そのとおりに言いますけれども、私がどういうふうに、そのことについてどう思つてあるかといふうに思つてますね。まあ承知を

してますね。まあ石破幹事長の御発言についてはですね、まあ報道で、まあ承知を

してますね。まあ承知を

ん、お母さんは、先祖代々預かってきた、守つた土地ゆえに貸しはいたしません、売りもいたしませんと断るケースだつてあると思います。そ

こに施設整備側が回つて、言葉巧みと言つてし

まれば失礼ですけれども、粘りに粘つて説得をし

て、それなら、あなた方になら貸しますよ、売り

ますよといった相談が成立したときには、この優

良地が施設整備地へと転換していつて、優良農地

が失われてくる可能性があるわけでござりますが、その辺の措置と出る結果、どういうふうなも

のを想定され、あるいはどう対処しようとしてい

らっしゃるか、伺いたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) この法案におきまして

は、市町村が基本計画の再生可能エネルギー発電

設備整備区域として定めることができる農地に

は、原則として転用が禁止されている第一種農地

は含めることはできない。これが原則でござい

ます、が、例外的に再生利用が困難となつて

いる農地、それから再生利用が可能な荒廃農地で

は、原則として転用が禁止されている第一種農地

についても、第一種農地であつてもこの法案の再

借り上げようとしたわけですが、年取つたお父さ

が、こうなつた場合の農地についても、これは誰

も耕作できないということで機構の取扱いの対象

外と。こうなつた場合の農地についても、これは誰

生可能エネルギー発電設備整備区域の対象になる」と、こういう整理をしておるところでござります。

○儀間光男君 ありがとうございます。

さらに、この再生可能エネルギー側がいわゆる農家側と相談が成立してきますというと、施設整備側は基本計画を市町村に出してまいるわけあります。この市町村にはいわゆる協議会なるものがあつて、ここの協議に付されていくわけでございますが、例えば、変な言い方をいたしますけれども、この協議会の中に首長あるいは協議会の会長の性格というか姿勢というか、例えばAという首長がおつたら積極的に行政を經營していく、あるいはBという首長や協議長がおつて、これはまあまあ適当にやる、もう一方では、一人はノンボリでケセラセラというような三者があつたとするときに、この協議会が出す結果、これにはおのずからいろいろなケースが出てくると思うんです。

つまり、参考資料の一、この協議会、真ん中の部分ですね、ワントップサービスなどしながら事務処理のスピード化を図って、早めに事業の展開を図つていこうということをするわけでありましけれど、この協議会の処理の仕方によつては、先ほど申しましたが、これは協議会で了と出れば認定していくわけですから、あと個別の法律は、農地法とか酪肉振興法とか森林法とか、こういう個別の法律は同意として出てくるわけで、個別法による審議の機会を失うわけです。

それだけに、簡素化されるという利点もありますが、私が言いたいことは、ここが一番ポイントで、ばらばらな対応になつて、A市では割とスマーズにいたた、B市ではなかなか出てこない、ケセラセラの市ではなかなかやつてくれないといふようなもの等があつたり、あるいは認定の基準の持ち方がいろいろあつてはならないと思います。

そういう縛りは当然されておると思いますし、また、先ほど山田太郎議員の指摘があつたように、ガイドラインはきちっとやるんだというお話

を聞いて安心はおるんありますけれど、こ

ういう三つのパターンが出てきて、この出口、認定を出すときもきちっとした一つの結果が出て、三者とも同じ結論で認定を受けられるというよう

ことをしていかなければならぬと思いますが、この資料一の真ん中の協議会、この部分をい

まし説明をしていただきたいと思います。

○政府参考人(實重重実君) まず、今委員御指摘の客観的にきちんと物を見ることができるかどうか

かという点につきましては、農地は、荒廃農地、も例外的に荒廃農地については一定のものについて含むことができるとしておりますが、その荒

廢農地の基準が重要になつてくると思います。

これにつきましては、かねてから毎年市町村と

農業委員会が荒廃農地の調査をしておりまして、

その結果を踏まえて市町村におきましても、ある

いは協議会におきましても、あるいは最終的な許

可権者である国や県におきましても判定すること

になると思っております。

この基準でございますが、これは全国統一的な

基準として示しております、荒廃農地につきま

しては、現に耕作されておらず、通常の農作業で

は作物の栽培が客観的に不可能となつているとい

うことでござります。それが更に細かい基準に

なつておりますが、これは抜根、整地等により

通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるものでござります。それから、再生利用困難な荒廃農地でござりますが、これにつきましては、

森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものと、この

ようにしておるところでござります。

第一種農地に該当する荒廃農地を再生可能エネルギー発電設備整備区域に設定しようとする場合には市町村が改めて、この調査結果が元々ござい

ますので、その結果を確認した上で、国や都道府県との土地利用調整の中で本来の許可権者が最終的に確認をすることにしておりまして、その途中で協議会にも相談することとなるうと思ひますけれども、これらによりまして適切な設定を確保してまいりたいと思つております。

○儀間光男君 ありがとうございます。

不毛な地、荒廃地、もう生産ができないんですね。これについてはやはり再生して農業に活用したいことがあります。第一種農地に貢献したいと、こういう場合にはあるわけですから、例えば水耕栽培ならそういうところがいいんですよ。磧栽培でもそういうところがいいんですね。それから、野菜工場を設置するにはなおいいんですよ。そういうことで要求がされたときには、協議の対象とし得るのかしないのか、聞きたいと思います。

○政府参考人(實重重実君) 荒廃農地であります

と判定されている土地、もし仮にこの土地が平場であつたとすると、施設整備側は、つまり生産法人というか民間の方は、栽培の仕方つてたくさんあるわけですから、例えば水耕栽培ならそういうところがいいんですよ。磧栽培でもそういうところがいいんですね。それから、野菜工場を設置するにはなおいいんですよ。そういうことで要求がされたときには、協議の対象とし得るのかしないのか、聞きたいと思います。

○儀間光男君 ありがとうございます。

不毛な地、荒廃地、もう生産ができないんですね。これについてはやはり再生して農業に活用したいことがあります。第一種農地であつても転用できるようにしたいと考へておるところでございます。

○儀間光男君 ありがとうございます。

長崎県の宇久島、宇久町、ここにおいて既に大

規模の太陽光の発電、メガソーラーの建設設計計

画が進められておるということで長崎新聞が伝え

ております。これは島の約四分の一の六百六十ヘ

クタールだそうです。その地目の内訳は詳細に

入つておりますが、多分これだけだとかなりの

優良農地が入つてゐる。その六百六十ヘクタール

の中にあると容易に予想するわけでござります

が、このことについて政府は御承知かどうか、

ちょっと教えていただきたいと思います。

○政府参考人(實重重実君) 本件、個別の事案で

ございまして、事前に御通告いただいたおりませ

んで具体的な個別の事案についてのデータを今

持つておりますが、全国的なことを申し上げま

すと、市町村が、この荒廃農地に当たるかどう

か、荒廃農地のうちの再生困難な荒廃農地に当たるかどうか、それから再生利用可能な荒廃農地であるかどうか、これは毎年調査をしておりま

して、市町村と農業委員会が共同でその調査をしておりまして面積を出しておるところでございま

す。

○儀間光男君 通告がなされていないというふうに聞こえたんですが、そのとおりですか。個別の問題で聞き及んでいないというふうに今答弁聞こ

えたんですが、そのとおりの理解でいいんでしょ

うか。

○政府参考人(實重重実君) 今申し上げましたのは、今先生が御指摘の地域において、再生困難な荒廃農地や再生可能な荒廃農地の面積についてデータを持ち合わせていないということございまして、これについては事前に質問通告をいたしました。

○儀間光男君 私が言つたのは、長崎県で宇久島でこういうような動きがあるけど、しかも六百六十ヘクタールだそうですねけれど、これについての動きについてを掌握しているかどうかを尋ねたんです。していなければ、していらないでいいんですよ。

○政府参考人(實重重実君) 個別の事案として今、私はデータを持ち合わせておりませんが、いろいろ現地で国の機関が相談を受けているケースもございます。よく調べましてフォローさせていただきたいたいと思います。

○儀間光男君 ここは、離島なるがゆえの貧しさ、不便さ、悲しさ、わびしさ、貧乏さが重なるんですよ。したがつて、過疎が激しくなる、農林水産業では、あるいは他の産業でもなかなか生活が成り立つていかない。日本中の離島、皆そうなんですよ。だから、たとえ優良農地であってもこういうところに提供して、そこから少しでも雇用が生まれたり、あるいは利益が還元される方策があつたりしますと、島の人々はそれを求めたいからです。そういうふうに思ふことがあります。そこがいよいよどうなつていくかよく分からないですね。私はそういうふうに思うのであります。

○儀間光男君 私はよく言うんだが、そういう聞の記事によりますと、新たな収入源や百五十人程度の規模の雇用が創出できるというふうにあるんですね。それを海底送電線で佐世保市に送つて売電して、その利益を得ていきたい。これは業者

側との共同経営になるかどうか分かりませんが、そういうふうに長崎新聞は伝えておるところであ

ります。

したがつて、私が懸念するのは、こういう島の背景を、万やむを得ないと島の背景がある中で、こういうのが協議会に上がったときに、協議会は一体どういうことに現実的になつていくのかなりませんが、長崎の宇久島の要請などを協議会で拒否していくのかどうか。その辺はどう判断されるんでしょうか。

○政府参考人(實重重実君) 個別の事案に即して御相談をさせていただきたいと思いますが、仮に太陽光パネルを設置したいという場合にもいろいろ手法がございます。支柱を立てて太陽光パネルを屋根のような形で設置するような場合につきましては、その下で営農ができるものですから、これまで現地で営農ができるものでありますから、この三月末から取つてあるところです。

○儀間光男君 こういったケースもございますし、それから、本法案を適用して再生可能エネルギーを促進したいというような場合につきましては、厳格に農地法の許可基準が適用されることになります。その上での例外的に、荒廃農地であれば、現在農地として使われていないだけでなく使われる見込みがないというような特例を設けたいという具合に考へておるところです。基本的に農地転用許可基準、従来の厳格な規制がございますが、これが従つて運用を含めて個別の事案として御相

談させていただければと思っております。

○儀間光男君 私はよく言うんだが、そういうところは確認してお伝えするようにいたしたいと御説明できると思いますが、後ほど条文の詳細なところは確認してお伝えするようにいたしたいと思いますけれども、平成二十一年の農地法改正でリース解禁したときに、たしか最長五十年までと、こういうふうに定めているというふうに承知しております。

○儀間光男君 ありがとうございました。

時間が押しておりますから次へ行きますが、私は

もバイオマスが好きなんです。植物バイオマスですね。例えば風力や太陽光というのは、それに

よつて動力を動かして電気を発生させる発電であります。私の言うバイオというのは、淡水ででき

る藻ですね。アオミドロですよ。これは油が生産

できて、この藻の、一個の藻の中に油成分が五〇%あると言わわれているんですね。それが太陽光を受けて光合成が促進されて、CO₂が不足するん

だつたら石炭発電所とか何かCO₂を吐くところ

いかよく分かる。総理官邸、林農林大臣の部屋か

ら遠く離島を見つけてはいけませんよと、離島から農

水産大臣の部屋を見ると、この間にしなければ

ならないのは何であるということが言外に把握す

ることができます。そういう意味のことでの、

離島のわびしさ、哀れさを解消する意味でも

あります。

御配慮、御配慮といふか気配りをしていただきたい、こういう思いを申し上げた次第であります。

また、中間管理機構で賃貸するときに、賃貸の期限のマックスがないんですね。二十年なのか三十年なのか、未来永劫に貸しおり、借りつ放しなのか。長崎のは二十年として見直しがあるようですが、そうすると、仮に、個別の問題だから答える必要はないんですけど、先ほどから心配されていました。事業が失敗してソーラーパネルを引き揚げるときの原状回復、こういうのを徹底して行なきゃならぬという必要性に迫られてくる

と思います。

○國務大臣(林芳正君) 私、この仕事になる前に、藻がエネルギーになると、話を最初に見たのは、たしかアメリカの国防総省がそういう実験をしている。最初に見たのはそこでございまして、その後、三・一の後、たしか仙台市の周

りで、し尿処理場が壊れたので、そこで筑波大学

の皆さんのがやつていらつしやるものを見質的に研究してみようということで、たしかこれ沖縄で見付かったオーランチオキトリウムという種類の藻

だったというふうに記憶しておりますが、非常に大きなボテンシャルがあると。

今委員からお話をさせていただきましたように、この光合成ということはある意味では太陽エネルギーをパネルとは違う形でエネルギーに取り込んでやつしていくこと、その当時から思つておりますが、油分等の有用物質を低コストで回収、利用する技術を研究開発する、それとか、実用化に向けた新技術等の実証と、こういうことがございまして、民間企業や大学、研究機関への支援を行つております。

○儀間光男君 ありがとうございます。

時間が押しておりますから次へ行きますが、私はもバイオマスが好きなんです。植物バイオマスですね。例えば風力や太陽光というのは、それに

よつて動力を動かして電気を発生させる発電であります。私の言うバイオというのは、淡水ででき

る藻ですね。アオミドロですよ。これは油が生産

てきて、この藻の、一個の藻の中に油成分が五〇%

あると言わわれているんですね。それが太陽光を作れるんです。無尽蔵の太陽光線、無尽蔵にあ

るCO₂。無尽蔵に生産していけますから、その技術は日本は負けていないと思います。また、

ちょっとと調べてみたら、国は二十一世紀基本ビジョンの一つとして、微細藻によるバイオマスオイル、これを産業化していくんだといつて明記をされております。したがって、今大臣おっしゃつたように、是非とも日本の産業として育成をしていただきたいと、こう思います。

また、お話をありました、アメリカでも、国防でやっているんですね。オバマさんの予算に隠された夢の五つという中でこれが入るんですよ。藻を燃料にして進む軍艦あるんですね。そのため、連邦政府はエネルギー消費量の四分の三を占める米軍の省エネを図るために、約三十億ドルといいますから三千億円ぐらいですね、三十億ドルの予算を計上している。現在、もう活発に研究が進み、生産が上がつておるんだそうですね。したがつて……

○委員長野村哲郎君 時間が来ておりますので、まとめてください。

○儀間光男君 ありがとうございます。

御答弁のあつたように、この産業を育成していきますようお願いを申し上げて、質問を終わります。

○委員長野村哲郎君 他に発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長野村哲郎君 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際 小川勝也君から発言を求められておりますので、これを許します。小川勝也君。

○小川勝也君 私は、ただいま可決されました農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネ

ルギー電気の発電の促進に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、みんなの党、日本共産党及び日本維新の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

三 再生可能エネルギー発電設備として利用されなくなつた場合の農地等の原状回復等が確實に行われるよう措置すること。その際、市町村に過重な負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

四 基本理念に掲げられた地域の関係者の相互の密接な連携を実効あるものにするため、本法第六条に定める協議会を活用し地域の合意形成が十分図られるよう適切に指導すること。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長野村哲郎君 全会一致と認めます。

○委員長野村哲郎君 ただいま小川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元させ、地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要である。

農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元させ、地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要である。

一 基本方針の策定に当たつては、基本理念に則り、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進しつつ、事業者との密接な連携の下にその着実かつ効果的な実施に向けた環境を整備すること。

六 再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たつては、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源の賦存状況、農山漁村の再生可能エネルギー供給の可能性を踏まえつつ、各種施策の充実を図ること。

また、農山漁村の活性化に向けて一層の効果が期待される小水力発電や木質バイオマス発電等の導入促進を図ること。

二 市町村による基本計画の作成及び再生可能エネルギー発電設備整備計画の認定等に当たつては、その円滑かつ確実な実施が図られるよう、市町村に対し、必要な情報提供、助言その他の援助などきめ細かな配慮を行うこと。

三 市町村による基本計画の作成及び再生可能エネルギー発電設備整備計画の認定等に当たつては、その円滑かつ確実な実施が図られるよう、市町村に対し、必要な情報提供、助言その他の援助などきめ細かな配慮を行うこと。

四 市町村が農林地所有権移転等促進事業を行うに当たつては、農業委員会等と十分に連携することにより、農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用が確保され、地域農業の活性化につながるよう、市町村に対し、適切な助言等を行うこと。

五 農林漁業の健全な発展に資する取組については、各地の事例を調査し、評価・分析を行うとともに、結果を公表すること等により、その着実かつ効果的な実施に向けた環境を整備すること。

六 再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たつては、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源の賦存状況、農山漁村の再生可能エネルギー供給の可能性を踏まえつつ、各種施策の充実を図ること。

また、農山漁村の活性化に向けて一層の効果が期待される小水力発電や木質バイオマス発電等の導入促進を図ること。

七 再生可能エネルギーに係る制度的・技術的な課題を把握し、その解決を図るとともに、再生可能エネルギー発電に係る利益を地域に還元させることができるよう、本法の施行状況はもとより、固定価格買取制度をはじめとする関係制度の運用状況について五年を待たずして評価・検証を開始し、その結果に基づき、速やかに適切な措置を講ずること。

八 東日本大震災からの一日も早い復興に向けて、被災地を中心とするバイオマス作物の栽培や未利用間伐材のエネルギー利用の実用化等の検討を進めるとともに、再生可能エネルギー導入への支援の充実を図り、エネルギーの地産地消を進めること。

九 右決議する。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十八分散会

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長野村哲郎君 ただいま小川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長野村哲郎君 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十八分散会

以上でございます。

平成二十五年十一月二十七日印刷

平成二十五年十一月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

C